

国際ロータリー第2540 地区

2024-2025 年度

地 区 便 覧

THE MAGIC OF ROTARY



国際ロータリー第2540地区

ガバナー 佐藤 和志

国際ロータリー第2540 地区

2024-2025 年度ガバナー事務所

〒014-0017 秋田県大仙市佐野町2-4ゲストハウスフォーシーズン

TEL 0187-73-6808/ FAX 0187-73-6396

E-mail : rid2540g24-25@air.ocn.ne.jp



ロータリーの目的 object of Rotary

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことに
ある。具体的には、次の各項を奨励することにある。

- 〔第1〕 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること。
- 〔第2〕 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事は全て価値あるものと認識し、
社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること。
- 〔第3〕 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業及び社会生活において、
日々、奉仕の理念を実践すること。
- 〔第4〕 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、
親善、平和を推進すること。

四つのテスト THE FOUR-WAY TEST

一言行はこれに照らしてから—
Of the things we think, say or do

1. 真実かどうか

Is it the TRUTH ?

3. 好意と友情を深めるか

Will it build GOODWILL
and BETTER FRIENDSHIPS ?

2. みんなに公平か

Is it FAIR to all concerned ?

4. みんなのためになるかどうか

Will it be BENEFICIAL to all concerned ?

目 次

ステファニー A. アーチック	
R I 会長テーマ講演	2
ステファニー A. アーチック R I 会長経歴	7
ガバナー挨拶・経歴	8
地区 (R I ・地区)	10
地区組織図	12
ガバナー公式訪問カレンダー	14
地区主要行事	16
地区資金予算書	17
地区内ロータリークラブ一覧	19
衛星クラブ・ロータリーアクトクラブ・インターアクトクラブ・ ロータリー米山記念奨学会	22
姉妹・友好クラブ一覧	24
国際ロータリー関係及び地区への送金	25
国際ロータリー関係諸事報告先	26
国際ロータリー関係の連絡先	27
地区規定	28
《ロータリー財団》寄付金 送金様式	55
《米山記念奨学会》普通寄付金 送金様式	58
《米山記念奨学会》特別寄付金 (個人寄付用) 送金様式	59
《米山記念奨学会》特別寄付金 (法人寄付用) 送金様式	60



2024-25年度テーマ講演

ステファニー A. アーチュック
国際ロータリー会長エレクト
2024 年 1 月 8 日

ロータリーファミリーの皆さま、こんにちは。魅力あふれるチーム (the Irresistibles) である2024-25年度地区ガバナーの皆さまに向けてお話しでき光栄です。私が皆さまを「マイファミリー」(私の家族)と呼ぶとき、単に親切心からそうしているわけではありません。本当に、皆さまを家族同様に思っています。

今日は、ロータリーファミリーのとても大切なメンバーたちに特別なスポットライトを当てることから始めたいと思います。数週間後に私は、素晴らしいヘルスワーカーの女性たちとお会いするためにパキスタンを訪れます。

ポリオをあらゆる場所から根絶することは、パキスタン全土でこの難しい仕事を一つずつこなすことを意味します。それは、困難で、時には危険な仕事です。女性たちは、文字通り、山を登って人里離れた場所で子どもたちに予防接種をしますが、それは困難さの半分にも及びません。彼女たちは、誤情報や先入観と絶えず闘わなければなりません。

パキスタンで、そして世界でポリオが根絶されたら、その大部分はこれらの女性たちのおかげです。

皆さまの多くはこれらのワーカーと決して会うことはないでしょう。でも、皆さまが彼女たちをサポートし、その貢献を大切にしていることを、パキスタンに行ったら彼女たちに知ってもらいたいと思います。現地で彼女たちとシェアできるよう、ぜひ総立ちの拍手を送ってください…。カメラの準備をしますので、ちょっとお待ちください。

大きな拍手に加えて、これらのヘルスワーカーとポリオ根絶活動を支援する最善の方法は、認識向上と資金調達です。クラブまたは地区のポリオプラス・ソサエティへの参加や設立は、今からでも遅くありません。私たちの寄付に対しては、ビル&メリンダ・ゲイツ財団が引き続き2倍額を上乗せしますが、年次募金目標である5,000万ドルを私たちが達成することが条件となります。

認識向上を促すには、地元の議員や政府のリーダーに連絡し、ポリオが現在も脅威であることを伝えて、ポリオ根絶への支援を呼びかけてください。ポリオは今も私たちの最優先事項であり、最大限のコミットメントが必要とされます。成すべき重要な仕事はまだ多くあります。ありがたいことに、活動をしやすくし、クラブでの体験を魅力的なものとするために、ロータリーの行動計画があります。そこからロータリーのマジック（魔法）が始まります。分断された世界を癒すには、そのマジックが必要です。世界の武力紛争と避難民の数は、驚くほどのスピードで増加しています。ポジティブなインパクトをもたらしたければ、私たちがベストを尽くす必要があります。

これは、組織としての私たち自身について、いくつかの変更を加える必要があるかもしれないことを意味します。変化に対して不安を感じるかもしれませんが、私たちが共に変化すればそれも和らぎます。

そのことを念頭に、クラブがよりよくなるために変化し、ロータリーの強さを維持できるよう、皆さま全員に行動計画の推進者となっていただくようお願いいたします。行動計画には継続の余地が十分にあります。この計画は、ロータリーの最善のアイデアを捨てるのではなく、それを土台として築いていくものです。

行動計画は、地区内のクラブでの体験をよりよくするのに役立つ手段であると考えてください。皆さまには影響力があることを忘れないでください。クラブを設立するのは地区ガバナーです。皆さまは、クラブのリーダーが創造的に考え、既存会員と将来の会員のために魅力的な体験を生み出せるよう後押しできます。これは、皆さんの地区でのやり方を変えることを意味するかもしれません。地区が過去50年間に同じ方法で物事を行ってきたのであれば、おそらくそれを見直す時が来ているでしょう。行動計画は、クラブの強みと弱み、改善点を特定する上で役立つものです。

地区内のクラブが活発に活動していない場合、または会員が減っている場合、地域社会にもっと合った新クラブを結成する時が来ているのかもしれません。クラブ会員が何を望んでいるのかを尋ね、地域社会のニーズとの橋渡しをしましょう。クラブや地区が長年変わっていないからといって、誰も変化を望んでいないわけではありません。地区ガバナーである皆さまには、向上する力をクラブ会員に与える素晴らしい機会があります。

地区内のクラブ会員と連絡を取り、クラブでの体験はどうか、クラブをよりよくするために何ができるかを尋ねてみてください。また、まだ入会していないけれどロータリー会員になるべき地元のリーダーと話すことを検討してください。その人たちはロータリーのことを知らないのかもしれません。あるいは、地元クラブの現在の構造がその人たちに適していない可能性もあります。

心からクラブへの帰属意識を持てずにいる会員がいることにも気づくかもしれません。

だからこそ、多様性、公平さ、インクルージョン、そして帰属意識へのコミットメントを広げることが重要です。

奉仕の心と実行力のある人は誰でも、ロータリーに属しています。行動志向の次世代の人たちをオープンな心で迎えていただけることを願っています。たとえ、地元クラブの典型的な会員とは異なるタイプの人であっても。DEIを受け入れれば、共通の目的のために結束しやすくなります。ともに献身し、力を注ぐことで、ロータリーは最も効果的で時代に即した存在になることができます。

しかし、活動はそこで終わるわけではありません。私たちがクラブについて人びとに伝えなければ、クラブが魅力的であると誰も知ることはありません。事実、この困難の時代に前向きなイメージを広げ、積極的平和を広げるには、ストーリーテラー（語り部）が必要とされます。

平和構築は私の最優先事項の一つであり、この国際協議会は地区ガバナーとなるための準備以上のものです。ロータリーの平和構築プログラムとイニシアチブを支援するための行動喚起のときなのです。

そのようなプログラムの一つに、ロータリー平和フェローシップがあります。これは、平和と開発の専門家が紛争の終結と防止に取り組むのを支援するために、20年以上前に始まったロータリー財団のプログラムです。

私たちは、世界各地の名門大学にあるロータリー平和センターで学ぶためのフェローシップを提供します。これまでに1,800人以上の平和フェローがロータリー平和センターを卒業し、よりよい世界を築くために現在140カ国以上で活躍しています。

また、オットー&フラン・ウォルター財団（OttoandFranWalterFoundation）からの1,550万ドルのご寄付のおかげで、トルコのイスタンブールにあるバーチェシェヒル大学に設置される平和センターで、もっと多くの地域の平和構築者を引き続き支援できます。

第一期生たちは2025年初旬にイスタンブールに到着します。これを記念し、ロータリー会員、ロータリー平和フェロー、積極的平和アクティベーターなどの人たちが、2025年2月に予定されているロータリー会長平和会議に集います。

この会議のテーマは、「分断された世界を癒す」です（もうすぐ発表する年次テーマではありません）。この会議は、ロータリーの平和活動に焦点を当て、ともに学ぶ機会となります。

平和会議についての詳細は、シンガポールで開催される国際大会で伝えられます。現地で皆さまにお会いするのが待ちきれません。

それまでの間、皆さまと地区の会員は、平和の推進のために多くのことを行うことができます。地域社会で平和への希望を広めたいという会員は、地元の公園や遊び場、人びとが集う場所にピースポールを設置できます。私が最も好きな平和構築の手段の一つに、「四つのテスト」があります。すべてのロータリー会員が、単に四つのテストを暗唱するのではなく、それを真に実践していれば、世界はよりよくなるでしょう。ロータリー会員が平和構築活動を支援する方法はたくさんありますが、今日、覚えておいていただきたいことが一つあります。それは、平和を世界に広げるには、まず自分自身の中に平和を見出さなければならないということです。

思いやりある行動を取ることで、不安や落ち込んだ心を和らげ、既知のどのアプローチよりも社会的なつながりを効果的に促すことができます。私たちは、他者を助けることに喜びを見出しますが、バランスを取るという難題にも直面しています。自分たちを変えつつも、自分たちの真の姿に忠実であり続けなければなりません。

私のテーマの色としてオレンジとスカイブルーを選んだのは、このためです。オレンジは、秋の主な色として、季節の移り変わり、つまり、一つの段階の終わりとは別の段階の始まりを表しています。実際、オレンジ色は変化を表す主な色です。

一方、青は、知識と知性、つまり信頼性と忠誠を連想させます。青は、オープンなコミュニケーションへの意欲を与えます。これらの色の組み合わせは、自分自身を変え、世界を変えながら共に前進したいという熱い思いを表しています。

ということで、前置きが長すぎました。2024-25年度のテーマを聞く準備はできていますか？

では、テーマをお教えしますが、その前にある逸話を簡単にご紹介します。

数年前、私はドミニカ共和国で浄水器の設置を手伝っていました。浄水器の片方から汚い水が入り、反対側から透明な水が出てくるのを、二人の少年が見ていました。その水の流れを最初に止めた時のことを、私は決して忘れません。少年の一人が私の袖をつかんで、「もう一度魔法を見せて」と言ったのです。

もちろん、その浄水器が魔法なのではありません。浄水器を輸送し、設置し、受益者の方々と協力してメンテナンスを行うために、私たちは懸命に活動しました。安全な水を簡単に入手できれば自分たちの人生が変わるということを、少年たちは知っていました。私が少しでもその力になれたと知ったことで、私の人生も変わったのです。

このため、私たちの年度のテーマは、「ロータリーのマジック」です。

誤解しないでください。私たちは魔法の杖を振って呪文を唱えるだけで会員を増やしたり、ポリオを根絶したり、世界に平和をもたらしたりするわけではありません。

それは皆さん次第です。プロジェクトを終えるたび、寄付するたび、新会員を迎えるたびに、皆さんはマジック（魔法）を生み出すのです。

皆さまの地域のクラブを突き動かすものが何であれ、「ロータリーのマジック」がそれを促進します。ロータリーファミリーに新会員を加えることで、「ロータリーのマジック」を広げることができます。女性と女兒の力を解き放つことで、「ロータリーのマジック」を解き放つことができます。世界に変化をもたらすための資金を募ることで、「ロータリーのマジック」を前進させることができます。

ロータリー会長、そして地区ガバナーとしての私たちの1年が終わるとき、このマジックが続いていくようにする準備ができている人が大勢いるかどうかは、私たち次第です。

私はロータリーファミリーを愛しています。この会場でその愛を感じることができます。だからこそ、皆さまには地区のすべてのクラブを魅力的にする力があると知っています。

この国際協議会は永遠に続くわけではありませんから、どんなに小さな瞬間も最大限に活用してください。束の間のつながりが生涯の友情につながるかもしれません。学んだシンプルなことが、皆さまのロータリー人生を変えるかもしれません。そのような機会を見逃さないでください。

家に帰ったら、「ロータリーのマジック」を使って世界を変えていきましょう。



ステファニー A.アーチック

2024-2025年度会長
McMurrayロータリークラブ
米国ペンシルバニア州

McMurrayロータリークラブ（米国ペンシルバニア州）所属。2024-25年度RI会長。RI理事、ロータリー財団管理委員、研修リーダー、ロータリー財団地域コーディネーター、RI会長代理など、RIで数多くの役職を歴任。また、3回の規定審議会で代表議員と特別議員を務める。

ロータリー戦略計画委員会とロータリー財団百周年記念委員会の委員長を務めたほか、選挙審査委員会と運営審査委員会を含むさまざまなロータリー委員会の委員を歴任。

1991年にロータリーに入会して以来、インドとナイジェリアでの全国予防接種日（NID）の活動、ベトナムでの小学校建設、ドミニカ共和国での浄水器設置など、さまざまな国際奉仕プロジェクトに参加。複数のスラブ語を学び、ウクライナの新会員の指導にあたったほか、ポーランドでは乳がん検診用のX線撮影装置と生検ユニットを病院に設置するロータリー財団補助金の調整を担当。ポーランドのクラクフ・ロータリークラブは記念冊子の中で、共産主義後のポーランドにおけるロータリーの復興を手助けした重要人物としてアーチック氏を挙げている。

現在は、人道的・教育的奉仕プロジェクトのために米国内のクラブ・地区がアルバニア、コソボ、ウクライナのロータリークラブとパートナーシップを結べるよう援助している。

高等教育、コンサルティング、エンターテインメント業界における職歴を有し、ペンシルバニア州立インディアナ大学でリーダーシップ研究の博士号を取得。ロータリー財団をはじめ数多くの地元機関・国際機関から賞や表彰を受けている。

～THE MAGIC OF ROTARY～
2024～2025年度地区スローガン
「小さな奉仕を積み重ね、希望の未来へ前進しよう」

2024－2025年度
国際ロータリー第2540地区
ガバナー 佐藤 和志

新年度の始まりにあたり、これまで様々な研修を開催し準備をいたしました。
研修が終わるたびに、皆様からのお声が激励となり前へ進む意欲を引き出していただ
いたような気持ちでおります。

私達は、いま戦争や紛争、地球環境の変化による大規模災害など大変な状況に直面を
しております。変化の激しい時代、そして先行きの不透明な時代です。

そして当地区の最大の課題は、会員数の減少です。会員の数は秋田県の人口減少と比
例し減少しています。このままでは地区の消滅、クラブの消滅と言う最悪のシナリオが
待っています。黙って手をこまねいて、何もしないでいいのでしょうか。

国際ロータリーは当地区に対し、地区としての成長戦略計画とその実施を求めまし
た。これらの成長戦略計画には具体的な数値が織り込まれています。それぞれの項目の
目標を確実に達成するには、当地区全クラブの会員が一丸となって行動し、目標の達成
に努めなければなりません。

私たちはこれまでも会員増強に努めてきました。会員維持にも様々なやり方で対応を
してきました。しかし現実には、芳しくありません。それはこれまでの考え方ややり方で
は通用しなかったことを反省しなければなりません。

ステファニーA.アーチック会長は、行動計画を実施するように提唱しています。どう
か地区委員会の目標を各クラブへ落とし込み、よく咀嚼して各クラブとしての目標を設
定して欲しいと思います。

目標達成にはPDCAをまわすこと、と言われます。P. プラン（目標）D. ドウ（実
行）C. チェック（測定・評価）A. アクション（対策・改善）を考えて、一步一步進
めて欲しいのです。

失敗を恐れず何事にも挑戦する気概をもって、改革しつつ、小さな奉仕から始めよう
ではありませんか。千里の道も一歩から、1人の一歩より会員1000人の一歩を踏み
出しましょう。

各クラブの皆さん一人ひとりの小さな奉仕の積み重ねが、成長戦略計画を達成できる
最短の道と信じ、行動しましょう。希望の未来は皆さんの手の中にあります。天気が悪
くても、雲の上はいつも青空です。雲が流れれば、必ず晴れの日が訪れます。ロータ
リーのマジックを私と一緒に実行しましょう。



**国際ロータリー第2540地区
2024-2025年度**

ガバナー さとう かずし
佐藤 和志

【略歴】

- ・ 生年月日 1947年 昭和22年 4月 7日生
- ・ 勤務先 有限会社秘湯鶴の湯温泉 代表取締役会長
- ・ 勤務先住所 〒014-1204 秋田県仙北市田沢湖田沢字先達沢国有林59
TEL 0187-46-2139 FAX 0187-46-2761
- ・ 勤務先URL <http://www.tsurunoyu.com>
- ・ その他 秋田県文化功労章受章
田沢湖・角館観光連盟名誉会長
国土交通省観光庁「観光カリスマ」として選定される
日本旅館協会 秋田支部会長
日本温泉文化を守る会会長
日本温泉協会 秋田支部会長
日本山岳会 秋田支部会長

【ロータリークラブ 略歴】

- ・ 田沢湖ロータリークラブ所属
- ・ 入会1999年3月1日
- ◎2008-2009 田沢湖ロータリークラブ会長
- ◎2019-2020 田沢湖ロータリークラブ会長
- ◎2022-2023 南区（大曲仙北分区）ガバナー補佐
- 2024-2025 地区ガバナー

ロータリー財団 ポールハリス・フェロー 6回

2024-2025年度2540地区スローガン

『小さな奉仕を積み重ね、希望の未来へ前進しよう』

現代は紛争や災害、変化の激しい時代であり、この時代を乗り切るためには今まで通りのやり方や考え方では通用しません。失敗を恐れず何事にも挑戦する気概を持ち、改革をしつつ、小さな奉仕から実行しようではありませんか。

研修のやり方や地区の在り方、親睦の行事これまでの社会奉仕の事業など前例踏襲ほど居心地の良いものではありません。しかし、これからの時代このままで良いという保証はどこにもありません。変えるなら今です。頭を切り替え、クラブの棚卸をしてみましょう。見直すべき事柄がありませんか。小さな奉仕の積み重ねが、希望のある未来へといざなってくれます。

あなたが変われば、周りが変わります。変革なくして進歩なし。

『千里の道も一歩から』

まずは、小さな奉仕から実行してみましょう。小さな奉仕がマジックを起こすのは、あなたであり私たちなのですから。

2024～2025年度地区目標と方策

1. 会員増強と維持

- ・年間会員2名の純増を確実に達成する。
- ・地域社会の実像に沿った会員基盤を築くため、会員の職業分類を調査する。
- ・諸団体のメンバーと話し合いを持つ。（未来の会員候補者への働きかけ）
- ・共通の目的を持った人々と目的を達成するために、多様性を受け入れ典型的な会員とは異なるタイプの人たちと連携し仲間を増やす。
- ・例会以外の地区行事・奉仕活動・親睦活動に積極的に参加する。
- ・会員増強と退会防止の為、クラブ細則の見直しを実施する。

2. 公共イメージ向上を図ります

- ・地区・クラブ単位で公共イメージ向上を図り、地域全体への波及効果を高めます。
- ・2024年10月26日（土）地区一丸となりポリオデーを開催し、全世界に活動を発信します。

3. 新しい形態のクラブ設立の可能性を推奨する

- ・これまでの会員属性とは異なる会員（女性・会社員・公務員・退職者・議員等）を増やすために、衛星クラブ、分野特化型クラブ等、新しい形態のクラブ設立の可能性を推奨します。
- ・ローターアクトクラブ（RAC）の設立を推進します。

4. クラブ現状評価を全クラブが実施する

- ・クラブの基盤強化のために、各クラブが「クラブ戦略立案ガイド」に沿って、「クラブの健康診断」・「会員満足度調査」などを毎年定期的に行うことを推奨します。

5. ロータリー財団寄付の年次目標を達成する

- ・2024-2025年度はロータリー財団年次基金1人150ドル、ポリオ30ドルを目指します。
- ・2024年10月26日（土）地区一丸となりポリオデーを実施します。

6. 米山記念奨学会

- ・2024-2025年度は1人¥14,000以上の寄付を目指します。
- ・学生へのサポートを万全にします。
- ・地区行事の参加を促すと共にスピーチを奨励し、各クラブや会員との交流を深めます。

2024-2025年度 国際ロータリー第2540地区 組織

＜RI.会長＞ ステファニー A.アーチック

ガバナーノミニー	ガバナーエレクト	副ガバナー	ガバナー
	桑山 明久(本 荘)	富樫 龍紀(大曲中央)	佐藤 和志(田沢湖)

規定審議委員会
代表議員 平澤 孝夫 補欠議員 嶋田 康子

諮問委員会
京野 学(湯沢南) 松浦 新(秋田中央) 伊藤壽々雄(湯 沢) 村上 勘一(象 湯) 地葉 新司(湯 上) 塩谷國太郎(大 曲) 玉木 修(秋田西) 宮下 正弘(秋 田) 平澤 孝夫(秋田東) 柳谷 悦磨(能 代) 富樫 龍紀(大曲中央) 嶋田 康子(秋田北) 工藤 智教(大館南) 宮原 保夫(湯沢南) 高崎 恒夫(秋田港) 淡路 徹(湯 上)

(財)ロータリー米山記念奨学会 第2540地区
理 事(任期 2022年9月～2024年8月)塩谷國太郎(大 曲) 次期理事(任期 2024年9月～2026年8月)玉木 修(秋田西) 評 議員(任期 2023年9月～2027年8月)柳谷 悦磨(能 代)
社会法人 RIJYEM 第2540地区
社 員(任期 2024年8月～2026年8月)宮下 正弘(秋 田)

ガバナー指名委員会(PG)
◎淡路 徹(湯 上) 高崎 恒夫(秋田港) 宮原 保夫(湯沢南) 工藤 智教(大館南) 嶋田 康子(秋田北)

ロータリーの友委員会
◎岩佐 信宏(横 手) 藤原 和信(矢 島) 松尾 秀正(大館北)

研修委員会
◎淡路 徹(湯 上) 高崎 恒夫(秋田港) 工藤 智教(大館南) 嶋田 康子(秋田北) 富樫 龍紀(大曲中央)

RLI委員会
◎桑原 透(秋 田) ○阿部 大助(秋田中央) 山本 隆弘(秋田港) 細谷 太郎(秋田中央) 宮原 育郎(湯沢南) 和賀 豪(横手東) 児玉 高久(山 本) 加賀 美奈(大 曲) 黒丸 雄平(横 手) 辻 康平(秋田北) 安達 豪樹(秋田南) 小田嶋伸一(花 輪)

会員拡大増強委員会
◎今野 宏(大 曲) ○高橋 佐知(角 館) 佐々木孝憲(鷹 巣) 佐藤志津子(大 館) 塚本 祐文(本 荘) 佐々木正義(横手南) 桑原 透(秋 田) 菅原 進(湯 上)
DEI行動計画・推進委員会
◎塩谷國太郎(大 曲) 清水 証(能 代) 小野 人平(西馬音内) 辻 卓也(大曲南)

公共イメージ委員会
◎岡本 啓一(秋 田) 村上 亜紀(秋田東) 鈴木 隆宏(能 代) 伊佐 素彦(大館北) 佐々木達治(本 荘) 後藤 薫(角 館)
IT推進委員会
◎佐藤 力(大 曲) ○村越 正道(能 代) 土館 守(大 館) 小松 利也(大 曲)

職業奉仕委員会
◎佐藤 正行(大 曲) 諸岡 喜一(湯沢南) 黒澤 良允(大 館) 吉川 壮(大曲中央)

社会奉仕委員会
◎澤田石 晶(秋田港) 笹渕 信子(男 鹿) 近江 佳弘(湯 沢) 坂本 公二(大館中央) 塩田 聡(横手南) 清水 俊明(秋田西)

国際奉仕委員会
◎渡部 羊三(秋田東) 新山 良洋(大 曲) 根田 達也(秋田南) 村上 亜紀(秋田東) 三浦 崇暢(秋田北) 高橋 セン(湯 上) 横井 弘明(大館南)

◎委員長 ○副委員長
(敬称略順不同)

地区内ロータリークラブ

地区内

衛星クラブ

ロータリーアクトクラブ

ロータリーアクト委員会

◎委員長・佐野 元彦
秋田RAC 会員全員

ガバナー補佐

西村 政幸(大館中央) 境 一孝(二ツ井) 田村 典美(秋田南)
熊谷 中(象 潟) 柴田 了(大曲南) 加賀清太郎(横手南)

地区成長戦略計画委員会

◎富樫 龍紀(大曲中央)
桑山 明久(本 荘)
高崎 恒夫(秋田港)
2024-2025年度
ガバナー補佐
2024-2025年度
地区委員長

地区幹事

地区代表幹事
三浦 大英(角 館)
地区幹事
加賀 美奈(大 曲) 熊沢 正志(田沢湖)
地区副幹事
佐藤 健(角 館) 橘 百合子(大曲南) 高橋 絢子(大曲中央)
寺澤 喬(田沢湖) 田口 憲寿(大曲仙北) 小林 和晴(本 荘)
田中 慶昭(大 曲)

財務委員会

◎宮下 進司(角 館) ○佐藤 良一(本 荘) 一関 譲(潟 上)

会計委員会

◎長谷川善樹(田沢湖) ○斉藤 雅豊(本 荘) ○斎藤 智克(大 曲)

会計監査委員会

北区・九嶋 信正(大 館) 中区・小林 科樹(秋田中央)
南区・飼田 一之(横 手)

危機管理委員会

◎地葉 新司(潟 上) 呉宮 廣哉(秋田南) ○緑川 正樹(大 館)
金子 雄司(秋田東) ○木元 慎一(秋田中央) 宮下 正弘(秋 田)
加賀 美奈(大 曲) 緑川 正樹(大 館) RI報告担当者

RI国際大会推進委員会

◎高橋 右(大 曲) 高橋康一郎(田沢湖) 丸山 佳孝(大館中央)
三浦 利規(大 曲)

地区大会委員会

◎西村 隆作(田沢湖) 久保田健一郎(大 曲) 渋谷 智之(大曲中央)
辻 卓也(大曲南) 泉谷 昭一(大曲仙北) 伊藤 有希(本 荘)
田口 宗弘(角 館)

ロータリー財団委員会

◎柳谷 悦磨(能 代)
ロータリーカード推進委員
後藤 敬太(本 荘)
補助金委員長
鈴木 明彦(潟 上)
補助金委員
渋谷 絵里(秋田西)
資金管理委員長
泉谷 昭一(大曲仙北)
資金推進委員長
長谷川善樹(田沢湖)
資金推進委員
堀川 俊明(湯 沢)
ロータリー平和
フェローシップ委員長
中村 博美(大館南)
ポリオプラス委員長
渡辺 栄太(横 手)

ボールハリス・ソサエティー

コーディネーター
柳谷 悦磨(能 代)

青少年奉仕専門

青少年奉仕委員会

◎加賀 美奈(大 曲)
高橋 絢子(大曲中央)
高橋 大輔(湯沢南)
松本 大(秋 田)
飯牟禮淑美(ARAC)

インターアクト委員会

◎黒丸 雄平(横 手)
中川 利久(秋 田)
乳井 仁(大館南)
石川 穰(大 曲)
三浦 大英(角 館)

青少年交換プログラム委員会

◎金子 雄司(秋田東)
○佐藤 裕之(秋 田)
○加賀谷 毅(秋田港)
柴田 直人(湯 沢)
藪田 学(大館北)
黒丸 雄平(横 手)

ロータリー米山記念奨学委員会

◎呉宮 廣哉(秋田南)
○清水 俊明(秋田西)
土崎 俊成(秋田港)
阿部 大助(秋田中央)
佐々木隆一(横 手)
境田 未希(秋田東)
三浦 将人(潟 上)

国際ロータリー第2540地区 2024-2025年度 佐藤和志ガバナー公式訪問スケジュール

2024年7月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6 クラブ活性化セミナー
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16 潟上	17	18	19	20
21	22	23	24 秋田	25 五城目	26	27
28	29 秋田東	30	31 横手			

2024年8月

日	月	火	水	木	金	土
				1 能代白神	2 能代	3 二ツ井
4	5	6 横手南	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20 秋田北+ミモザ衛生	21 大曲中央	22	23	24
25	26 本荘東(夜)	27	28 象潟(夜)	29 横手東	30	31

2024年9月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 大館中央	3 花輪	4 大館・大館南・大館北(夜)	5 十和田秋田	6 秋田港	7
8	9 大曲仙北	10 秋田西(夜)	11 山本	12 秋田南	13 秋田中央	14 秋田RAC
15	16	17 男鹿北	18 男鹿(12:00~)	19 鷹巣	20 本荘・本荘南(夜)	21
22	23	24 矢島(夜)	25 西馬音内・湯沢南 稲川(夜)	26 湯沢	27	28
29	30					

2024年10月

日	月	火	水	木	金	土
		1 大曲	2	3 大曲南	4	5
6	7	8 田沢湖・角館(夜)	9	10	11	12 第2830地区大会 五所川原
13 第2830地区大会 五所川原	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26 ポリオデー(秋田市)
27	28	29	30	31		

2024-2025年度 創立記念式典

クラブ	式典開催日	会 場	周 年
本荘東	2025年4月予定	ホテルアイリス	45周年
五城目	2025年4月予定	グリーンロイヤル丸富	60周年
大館北	2025年5月24日(土)予定	プラザ杉の子	60周年
横手南	2025年6月14日	よこてシャイニーパレス	60周年
能 代	2025年2月8日	プラザ都	65周年

第2540地区 2024-2025年度 地区主要行事・予定表

行事名	会場及び開催日	H C	出席義務者 (地区役員を除く)		参考予定
ラーニング・ ファシリテーター 会議	大仙市・zoom グランドパレス川端 2024年 2月3日(土)	田沢湖	2023-24 地区研修委員会(PG) 2024-25 ガバナー補佐 2024-25 地区委員長 2024-25 地区幹事・副幹事 財務委員長・会計長財務委員長・会計長 2023-2024/2024-25 HC会長・幹事		ガバナー補佐 11時～12時 事前会議 14時00分～ 15時30分
地区チーム ラーニング セミナー	仙北市 グランデールガーデン 2024年 3月9日(土)	角館 田沢湖	2024-25 ガバナー補佐 2024-25 地区委員長 財務委員長・会計長・HC会長・幹事		セミナー 13時～16時
会長エレクト 研修セミナー (P E T S)	大仙市 エンバイヤホテル 2024年 4月13日(土)	大曲 大曲南 田沢湖	地区 クラブ	2024-25 ガバナー補佐 2024-25 地区委員長 2024-25 会長・幹事	セミナー 13時～ 懇親会 17時
地区研修・ 協議会	大仙市 グランドパレス川端 2024年 5月11日(土)	田沢湖 大曲 大曲中央 大曲仙	地区 クラブ	2024-25 ガバナー補佐 2024-25 地区委員長・委員 2024-25 会長・幹事 委員長・委員 新会員	研修・協議会 懇親会有り 10時30分
クラブ活性化 セミナー	大仙市 大曲プラザたつみ 2024年 7月6日(土)	角館 大曲仙北 大曲中	地区 クラブ	2024-25 ガバナー補佐 (関係する)地区委員長・委員 2024-25 会長・幹事 委員長・委員 新会員	セミナー 13時～ 懇親会予定 16時
ポリオデー	秋田市:アゴラ広場 2024年 10月26日(土)	実行 委員会	地区 全 員	2024-25 ローターリー財団委員会 職業・社会・国際奉仕・青少年奉仕 ・公共イメージ 委員会	パレード アトラクション 11時～
地区大会 (大仙市)	研修・晩餐会:グランドパレス川端 2024年 11月16日(土) 本会議:フォーシーズン 懇親会:エンバイヤホテル 2024年11月17日(日)	田沢湖 大曲 角館 大曲南 大曲中央 大曲仙北	全 員		懇親会有り
ガバナーエレクト 壮行会	大仙市 グランドパレス川端 2024年 12月7日(土)	田沢湖 大曲南 大曲	地区 クラブ	2024-25 ガバナー補佐 2025-26 ガバナー補佐 2025-26 地区委員長 2025-26 会長・幹事	懇親会有り ※壮行会日財団 セミナー開催 予定

2024-2025年度 地区一般会計 予算

2024/5/11

【収入の部】

項目	2021-2022予算	2021-2022決算	2022-2023予算	2022-2023決算	2023-2024予算	2023-2024決算	2024-2025予算	前期予算比	24-25年度備考
前年度繰越金	15,000,000	32,843,645	34,841,316	34,841,316	30,291,416	34,841,316	24,280,636	△ 6,010,780	
地区運営費	25,520,000	24,552,000	25,520,000	25,520,000	24,860,000	24,244,000	24,728,000	△ 132,000	
・地区資金：上期	12,650,000	12,265,000	12,650,000	12,650,000	12,320,000	11,726,000	12,320,000	0	1120名*11,000円
・地区資金：下期	12,870,000	12,287,000	12,870,000	12,870,000	12,540,000	12,518,000	12,320,000	△ 220,000	1120名*11,000円
・衛星クラブ地区資金：上期							44,000		8名*5,500円
・衛星クラブ地区資金：下期							44,000		8名*5,500円
RI活動：上期	800,000	800,000	1,129,070	1,129,070	1,021,020	1,129,070	1,218,099	197,079	RI理事会承認額
RI活動：下期	380,000	380,088						0	
雑収入	100	421	100	100	100	400	100	0	受取利息
雑収入	0	472,400				0		0	
前年度奉仕活動助成金								0	
作左部PG寄付								0	
高崎恒夫PG寄付						1,000,000		0	
合計⑥	26,700,100	26,204,909	26,649,170	26,373,470	25,881,120	26,373,470	25,946,199	△ 22,921	
収入の部 合計	41,700,100	59,048,554	61,490,486	61,214,786	56,172,536	61,214,786	50,226,835	△ 5,945,701	

【支出の部】

項目	2021-2022予算	2021-2022決算	2022-2023予算	2022-2023決算	2023-2024予算	2023-2024決算	2024-2025予算	前期予算比	
行事助成金	6,000,000	5,651,973	6,000,000	6,000,000	6,000,000	7,470,077	5,470,000	△ 530,000	
・地区大会	4,000,000	3,951,973	4,000,000	4,000,000	4,000,000	5,587,444	3,600,000	△ 400,000	
・地区研修・協議会	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	400,000	△ 100,000	
・インターシティミーティング	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	0	
・ガバナーエレクト壮行会	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	430,228	170,000	△ 30,000	
・地区チーム研修セミナー	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	0	
・会長エレクト研修セミナー (PETS)	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	0	
・インターアクト・ロータリー大会	300,000	0	300,000	0	300,000	0	300,000	0	
・地区会員増強セミナー (合同セミナー)	100,000	100,000	100,000	52,405	100,000	100,000	100,000	0	
表彰費	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	0	
記念品代	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	0	
・ガバナー退任記念	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	0	
・ガバナーエレクト国際協議会総会	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	0	
刊行費	1,600,000	1,500,845	1,600,000	1,657,013	1,600,000	1,657,013	1,100,000	△ 500,000	
・地区刊行費	800,000	875,990	800,000	701,800	800,000	800,000	800,000	0	年次報告書・地区便覧 印刷 他
・ガバナー月信送料	0	0	0	0		0		0	
・ホームページ維持費	800,000	624,855	800,000	955,213	800,000	800,000	300,000	△ 500,000	ホームページ維持費
奉仕活動助成費	5,600,000	2,597,778	4,600,000	3,057,519	4,600,000	3,057,519	3,600,000	△ 1,000,000	
・ガバナーエレクト活動助成金	1,000,000	997,778	1,000,000	910,801	1,000,000	910,801	1,000,000	0	
・ガバナー補佐活動助成金	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	0	
・国際大会出席補助金	1,000,000	500,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	G. GEへ各50万円を上限として実費
・国際協議会出席補助金	1,000,000	0	1,000,000	546,718	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	GE事務所へ (GE夫妻の交通費・宿泊費)
・奉仕活動助成金	2,000,000	500,000	1,000,000	0	1,000,000	0	0	△ 1,000,000	
運営会議費	1,220,000	1,137,957	810,500	585,998	1,220,000	585,998	520,000	△ 700,000	

・ロータリー研究会補助金	600,000	524,278	200,000	208,000	600,000	200,000	△ 400,000	RLI (ロ-リ-ヤ-ヤ) 研究会) 他
・地区諮問委員会会議費	100,000		100,000	86,848	100,000	100,000	0	
・ガバナー補佐会議費	180,000	50,457	180,000	0	180,000	80,000	△ 100,000	
・ガバナー会議費	0			0		0	0	
・規定審議会出席積立	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	0	△ 150,000	
・RIJYEM保険料	90,000	10,000	80,500	88,750	90,000	90,000	0	7月1日～6月30日
・その他運営会議費	100,000	403,222	100,000	52,400	100,000	50,000	△ 50,000	
委員会活動費	3,323,850	2,279,747	5,060,000	3,672,007	5,360,000	3,040,000	△ 2,320,000	
・地区成長戦略計画委員会	168,000		150,000	0	150,000	60,000	△ 90,000	(旧)長期基礎確立委員会
・会員拡大増強委員会	200,000		100,000	0	100,000	120,000	20,000	
・DEI行動計画推進委員会					100,000	50,000	△ 50,000	(旧)DEIプロジェクト委員会 新設
・公共イメージ委員会 (旧広報)	250,000		250,000	38,500	250,000	380,000	130,000	
・職業奉仕委員会	50,000		50,000	22,000	50,000	60,000	10,000	
・社会奉仕委員会	50,000		50,000	14,800	50,000	50,000	0	
・国際奉仕委員会	400,000		400,000	180,899	400,000	200,000	△ 200,000	
・ローターアクト委員会	400,000	90,507	300,000	0	300,000	170,000	△ 130,000	
・インターアクト委員会			500,000	148,655	350,000	200,000	△ 150,000	
・青少年交換プログラム委員会	640,000	1,414,178	1,840,000	2,433,116	1,840,000	400,000	△ 1,440,000	新設
・青少年奉仕委員会						70,000		新設
・IT推進委員会						180,000		
・ロータリー財団委員会	150,000	105,681	150,000	129,238	150,000	150,000	0	
・ロータリー-米山記念奨学委員会・ロータリー-学友委員会	170,000		170,000	41,010	320,000	170,000	△ 150,000	
・RLI委員会			400,000	379,353	600,000	420,000	△ 180,000	
・ロータリー-の友委員会	50,000		50,000	0	50,000	50,000	0	
・RLI国際大会推進委員会	200,000	200,000	200,000	50,000	200,000	100,000	△ 100,000	
・地区大会委員会	100,000		100,000	149,138	100,000	100,000	0	
・監査委員会	50,000	67,000	50,000	34,298	50,000	50,000	0	
・危機管理委員会	100,000	6,531	100,000	27,000	100,000	60,000	△ 40,000	
・予備費	345,850	395,850	200,000	24,000	200,000		△ 200,000	
交通費・宿泊費・登録料	1,200,000	460,516	1,200,000	437,900	1,200,000	1,000,000	△ 200,000	
ガバナー事務所費	6,500,000	6,298,137	6,500,000	6,499,503	6,500,000	6,500,000	0	
・ガバナー活動助成費	2,500,000	2,343,049	2,500,000	2,107,000	2,500,000	2,500,000	0	
・ガバナー事務所助成金	4,000,000	3,955,088	4,000,000	4,392,503	4,000,000	4,000,000	0	
小計 (ア)	26,243,850	20,726,953	26,570,500	24,180,017	27,280,000	22,030,000	△ 5,250,000	
ロータリー-文庫運営協力金	345,000	223,300	232,000	222,200	226,000	224,000	△ 2,000	@100×1,120名+@100×1,120名
ガバナー-会運営協力金	230,000	223,300	232,000	222,200	226,000	224,000	△ 2,000	@100×1,120名+@100×1,120名
RLI日本支部登録料						30,000	30,000	新設
平和奨学生支援金	17,250	16,755	34,800	16,830	33,900	33,600	△ 300	@15×1,120名+@15×1,120名
RIJYEM維持活動費	232,000	223,300	232,000	222,200	226,000	224,000	△ 2,000	@100×1,120名+@100×1,120名
ガバナー-イレクト事務所費	3,100,000	2,793,630	3,100,000	2,902,363	3,100,000	3,100,000	0	
青少年奉仕部門	500,000		500,000	0	500,000	0	△ 500,000	
予備費	200,000		297,770	204,966	300,000	80,000	△ 220,000	
ロータリー-旗作成費							0	
小計 (イ)	4,624,250	3,480,285	4,628,570	3,790,759	4,611,900	3,915,600	△ 696,300	
合計⑥ (小計 (ア) + (イ))	30,868,100	24,207,238	31,199,070	27,970,776	31,891,900	25,945,600	△ 5,946,300	
単年度繰越金 (合計⑥-⑦)	△ 4,168,000	1,997,671	△ 4,549,900	△ 1,597,306	△ 6,010,780	599	5,923,379	
災害時対応基金へ繰入	0	0	0	0			0	
繰越金	10,832,000	34,841,316	30,291,416	33,244,010	24,280,636	24,281,235	599	
支出の部 合計	41,700,100	59,048,554	61,490,486	61,214,786	56,172,536	50,226,835	△ 5,945,701	

2024-2025 年度 RI 第 2540 地区 ロータリークラブ名簿《北区(15)》

区分	ク ラ ブ 例 会 曜 日 創 立 年 月 日	会 幹 長 事	例 会 場 TEL ・ FAX	事 務 所 TEL ・ FAX ・ Email
大 館 ・ 鹿 角 (7)	大 館 (水)12:00 1956年6月15日	なかかわ 中川 こまつ 小松	よしあき 義明 かずし 和志	〒017-0012 大館市釈迦内字家後 29-13 協同組合大館総合卸センター 内 TEL: 0186-48-3561/FAX: 0186-48-3591 ri-odate2@ymail.plala.or.jp
	花 輪 (水)12:00 1960年12月11日	あさひ 浅井 いしどりや 石鳥谷	としあき 敏明 まきと 雅人	〒018-5201 鹿角市花輪字柳田 36 番地 鹿角地方職業能力開発協会 内 TEL: 0186-22-1557/FAX: 0186-22-1557 hanawa-rc@ink.or.jp
	鷹 巣 (木)12:30 1964年6月29日	くろさわ 黒澤 さとう 佐藤	よしひこ 芳彦 ひでき 秀樹	〒018-3312 北秋田市花園町 10-5 北秋田市民ふれあいプラザコムコム TEL: 0186-62-1130/FAX 0186-62-1669 takanosu.rc@gmail.com
	大館北 (木)12:30 1965年3月25日	ふじもり 藤盛 こんだ 近田	きみ公之 公之 まもる 守	〒017-0012 大館市釈迦内字家後 29-13 協同組合大館総合卸センター 内 TEL: 0186-48-3561/FAX: 0186-48-3591 ri-odate@sea.plala.or.jp
	十和田秋田 (木)12:30 1966年5月7日	たかはし 高橋 たけざわ 竹澤	まさゆき 正行 あかね 茜	〒018-5334 鹿角市十和田毛馬内字毛馬内 7 コナンカード協同組合内 TEL: 0186-30-3939/FAX: 0186-30-3939 infokonan@yahoo.co.jp
	大館南 (月)12:30 1979年6月17日	にゅうい 乳井 よしかわ 吉川	ひとし 仁 とし 聡	〒017-0012 大館市釈迦内字家後 29-13 協同組合大館総合卸センター 内 TEL: 0186-48-3561/FAX: 0186-48-3591 ri-odate4@ymail.plala.or.jp
	大館中央 (月)12:30 1993年7月25日	すがわら 菅原 じん 秦	しんいち 新一 まこと 誠	〒017-0055 大館市字沼館道上 91 秋北電機工業 (株) TEL: 未定/FAX: 0186-45-1552 Ri2540odatechuo@gmail.com
能 代 ・ 男 鹿 (8)	能 代 (金)12:30 1960年1月15日	あ べ 阿部 いわもり 岩森	まこと 誠 はるか 悠	〒016-0825 能代市柳町 9-23 プラザ都 内 TEL: 090-6223-1114/FAX: 0185-55-1285 2540noshiro@gmail.com
	男 鹿 (第1水・第3水) 1963年2月3日	はらだ 原田 ひらつか 平塚	とみお 富男 なおみつ 直光	〒010-0511 男鹿市船川港船川字栄町 107-1 OK ビル 2 階 2 号室 TEL: 0185-24-4515/FAX: 0185-23-2854 ono-k@ec3.technowave.ne.jp
	ニツ井 (土)12:00 1964年11月7日	やすい 安井 あらい 荒井	ひであき 英章 たけとし 武寿	〒018-3102 能代市ニツ井町小繋字泉 20 きみまち販 売の座 内 TEL: 0185-73-3925/FAX: 0185-74-5939 k_ichinokura@yahoo.ne.jp
	五城目 (木)12:30 1965年5月20日	いまむら 今村 やぎした 八木下	たつ お 龍雄 しんぜん 真全	〒018-1706 南秋田郡五城目町字上町 83 今村 龍雄 TEL: 018-852-2405 tatsu510me@sea.plala.or.jp
	潟 上 (火)12:00 1968年5月18日	いちのせき 一関 くまがい 熊谷	ゆずる 譲 きよとし 清敏	〒018-1415 潟上市昭和豊川竜毛字山ノ下 1-1 昭和総合開発 (株) ブルメッセあきた内 TEL: 018-855-5041/FAX: 018-855-5045 t-sasaki@mutsumi-ken.co.jp
	男鹿北 (火)19:00 1970年6月19日	たけうち 武内 こにし 小西	のぶひこ 信彦 つかさ 司	〒010-0687 男鹿市北浦湯本字草木原 50-1 セイコーグランドホテル 内 TEL: 0185-33-2131/FAX: 0185-33-3716 info@oga-seiko.com
	山 本 (水)12:30 1973年10月6日	いしい 石井 たなか 田中	ゆうだい 雄大 ようへい 洋平	〒018-2303 山本郡三種町森岳字木戸沢 115-72 ホテル森山館 内 TEL: 0185-83-3300/FAX: 0185-83-2558 yamamoto2540jimu@yahoo.co.jp
	能代白神 (木)12:30 1996年10月5日	こさわ 小沢 こんどう 近藤	さとる 悟 たつお 龍央	〒018-2504 山本郡八峰町峰浜石川字石川 473 小沢 悟 TEL: 090-20245138 FAX: 0185-76-3438 noshiro-shirakami-rotaryclub@isc-page.info

2024-2025 年度 RI 第 2540 地区 ロータリークラブ名簿《中区(14)》

区分	ク ラ ブ 例 会 曜 日 創 立 年 月 日	会 幹 長 事	例 会 場 TEL ・ FAX	事 務 所 TEL ・ FAX ・ Email
秋 田 (7)	秋 田 (水)12：30 1952 年 10 月 28 日	い せ まさひろ 昌弘 しんどう ふみのり 進藤 文仁	〒010-0001 秋田市中通 1 丁目・3-5 秋田キャッスルホテル TEL：018-834-1141/FAX：018-834-5588	〒010-0001 秋田市中通 1 丁目・3-5 秋田キャッスルホテル 305-A TEL：018-836-3711/FAX：018-836-4040 akita-rc@sage.ocn.ne.jp
	秋田東 (月)12：30 1959 年 3 月 9 日	いわい しゅうじ 祝 修二 しんどう ふみあき 進藤 史明	〒010-8530 秋田市中通 7 丁目 2-1 ホテルメトロポリタン秋田 TEL：018-831-2222/FAX：018-833-2290	〒010-8530 秋田市中通 7 丁目 2-1 ホテルメトロポリタン秋田 内 TEL：018-853-0137/FAX：018-853-0139 akita-e@helen.ocn.ne.jp
	秋田港 (金)12：30 1963 年 9 月 27 日	いしい こういち 石井 浩一 さとう ひさき 佐藤 久輝	〒011-0945 秋田市土崎港西 1-10-45 秋田ベイパラダイス TEL：018-816-0710/FAX：018-816-0715	〒011-0946 秋田市土崎港中央 1-7-18 第 7 ポニーコーポ 35 号室 TEL：018-845-7152/FAX：018-853-6462 a-momato@sea.plala.or.jp
	秋田北 (火)12：30 1970 年 9 月 15 日	こまつ たかし 小松 貴 な や たかし 納谷 崇	〒010-0001 秋田市中通 1 丁目 3-5 秋田キャッスルホテル TEL：018-834-1141/FAX：018-834-5588	〒010-0001 秋田市中通 1 丁目 3-5 秋田キャッスルホテル 内 TEL：018-833-4147/FAX：018-831-7301 akita-n@lilac.plala.or.jp
	秋田南 (木)12：30 最終週は休会 1980 年 3 月 8 日	とね はじめ 刀根 一 しんどう だい 進藤 大	〒010-0001 秋田市中通 1 丁目 3-5 秋田キャッスルホテル TEL：018-834-1141/FAX：018-834-5588	〒010-0001 秋田市中通 1 丁目 3-5 秋田キャッスルホテル 3F TEL：018-838-1764/FAX：018-838-1765 akitaminami198038@bz03.plala.or.jp
	秋田中央 (金)12：30 1991 年 7 月 13 日	さるた まさゆき 猿田 正幸 まるや たくみ 丸谷 卓巳	〒010-8530 秋田市中通 7 丁目 2-1 ホテルメトロポリタン秋田 TEL：018-831-2222/FAX：018-833-2290	〒010-8530 秋田市中通 7 丁目 2-1 ホテルメトロポリタン秋田 内 TEL：018-831-3331/FAX：018-831-3332 akitachuo@rio.odn.ne.jp
	秋田西 (火)12：30 最終週は休会 1996 年 6 月 11 日	さき き たける 佐々木 健 はしもと りか 橋本 里花	〒010-0001 秋田市中通 6 丁目 1-13 パーティーギャラリーイヤタカ TEL：018-835-1188/FAX：018-835-1110	〒010-0921 秋田市大町 1 丁目 2-4 TEL：018-893-6426/FAX：018-893-6427 ri2540-akitawest@w4.dion.ne.jp
秋 田 (2)	秋田北ミモザ 衛星クラブ 2022 年 7 月 22 日	いしぐろ かおる 石黒 薫 さいとう みきこ 斎藤 三記子	〒011-0945 秋田市土崎港西 1-10-45 秋田ベイパラダイス TEL：018-816-0710/FAX：018-816-0715	〒011-0945 秋田市土崎港西 1-10-45 (株)わとわ内 TEL：018-816-0710 yasuko@hinode-akita.com
	秋田ローター アクトクラブ 2019 年 12 月 19 日	いいむれ さとみ 飯牟禮 叡美 かぎや みなみ 鍵谷 みなみ	オンライン例会	〒010-0001 秋田市中通 1 丁目 3-5 秋田キャッスルホテル 305A TEL：018-836-3711/FAX：018-836-4040 akita-rc@sage.ocn.ne.jp
本 荘 ・ 由 利 (5)	本 荘 (金)12：30 1962 年 1 月 26 日	すだ こうき 須田 幸喜 さとう こうじ 佐藤 幸司	〒015-0817 由利本荘市中町 16 小園旅館 TEL：0184-22-3333/FAX：0184-24-3773	〒015-0872 由利本荘市瓦谷地 1-4 由利本荘市商工会館 内 TEL：0184-23-8686/FAX：0184-23-8688 honjo.rotaryclub@gmail.com
	矢 島 (火)12：30 1966 年 9 月 25 日	さとう じょうこう 佐藤 成孝 ふじわら かずのぶ 藤原 和信	〒015-0403 由利本荘市矢島町館町 25 矢島福祉会館 TEL：0184-56-2205/FAX：0184-29-5026	〒015-0403 由利本荘市矢島町館町 25 由利本荘市商工会 矢島支所 内 TEL：0184-56-2206/FAX：0184-27-5115 sa.tutida@skr-akita.or.jp
	象 潟 (水)12：30 1968 年 8 月 4 日	こんの まさやす 今野 真保 さいとう すすむ 齊藤 進	〒018-0400 にかほ市象潟町字四丁目塩越 73-1 道の駅 ねむの丘 TEL：0184-32-5588/FAX：0184-32-5677	〒018-0122 にかほ市象潟町象潟島 2 宗教法人 蛸満寺 内 TEL：0184-43-3153/FAX：0184-74-9178 snow.kisakata.jimu@gmail.com
	本荘東 (月)12：30 1980 年 3 月 9 日	むらおか かねゆき 村岡 兼幸 たけだ しんご 武田 信吾	〒015-0821 由利本荘市肴町 5 ホテルアイリス TEL：0184-24-5115/FAX：0184-24-5120	〒015-0873 由利本荘市鶴沼 87-4 (株)佐々木新聞店内 TEL：0184-24-4321/FAX：0184-44-8264 honjohigashi.rc@gmail.com
	本荘南 (火)12：30 1992 年 5 月 12 日	しみず せいき 清水 世紀 きのうち たづこ 木内 多津子	〒015-0834 由利本荘市岩瀬下 254 本荘グランドホテル TEL：0184-23-4545	〒015-0836 由利本荘市赤沼下 207-5 木内様 方 TEL：080-1615-0945/FAX：0184-22-8404 rotary-honjo.south@outlook.jp

2024-2025 年度 RI 第 2540 地区ロータリークラブ名簿《南区 (13) 》

区分	ク ラ ブ 例 会 曜 日 創 立 年 月 日	会 幹 長 事	例 会 場 TEL ・ FAX	事 務 所 TEL ・ FAX ・ Email
大 曲 ・ 仙 北 (6)	大 曲 (火)12:30 月最終 18:00 1959 年 2 月 24 日	みうら 三 浦 さ さ き 佐 々 木 としのり 利 規 あきら 彰	〒014-0051 大仙市大曲浜町 7-39 グランドパレス川端 TEL: 0187-62-0354/FAX: 0187-63-0354	〒014-0073 大仙市内小友字七頭 59 (株) ナチュラルスタンスクラブ TEL: 0187-68-2532/FAX: 0187-73-5466 rc-omagari@bz04.plala.or.jp
	角 館 (水)12:30 月最終 18:00 1959 年 5 月 10 日	ごとう 後 藤 なか の や 仲 野 谷 かおる 薫 かつ お 勝 雄	〒014-0351 仙北市角館町古城山 18-12 グランデールガーデン TEL: 0187-55-2600/FAX: 0187-55-2662	〒014-0351 仙北市角館町古城山 18-12 グランデールガーデン 内 TEL: 0187-55-2600/FAX: 0187-55-2662 info@grandeaille-g.jp
	大曲南 (木)12:30 月最終 18:30 1966 年 12 月 6 日	いしかわ 石 川 さ さ き 佐 々 木 ひろのり 浩 範 たく 卓	〒014-0015 大仙市大曲白金町 8-17 大曲エンバイヤホテル TEL: 0187-63-1131/FAX: 0187-63-1541	〒014-0015 大仙市大曲白金町 8-17 大曲エンバイヤホテル 内 TEL: 0187-63-1131/FAX: 0187-63-1541 empire@gamma.ocn.ne.jp
	大曲中央 (水)12:30 月 3 回 月最終 18:00 1989 年 8 月 20 日	さとう 佐 藤 しぶや 波 谷 よしお 芳 雄 ともゆき 智 之	〒014-0051 大仙市大曲浜町 7-39 (株)グランドパレス川端 TEL: 0187-62-0354/FAX: 0187-63-0354	〒014-0054 大仙市大曲金谷町 16-6 高橋絢子 内 TEL: 0187-62-4144/FAX: 0187-62-4144 ako-kyoku-2039@abelia.ocn.ne.jp
	田沢湖 第 1・第 3 (木)18:30 1993 年 6 月 27 日	くまさわ 熊 沢 たかはし 高 橋 まさし 正 志 こういちろう 康 一 郎	〒014-1201 仙北市田沢湖生保内字水尻 79 割烹 桃屋 TEL&FAX: 0187-43-0031	〒014-1201 仙北市田沢湖生保内字水尻 79 割烹 桃屋 内 TEL: 0187-43-0031/FAX: 0187-43-0031
	大曲仙北 (月)12:30 第 3 のみ 18:30 1993 年 8 月 22 日	はなざわ 花 澤 たぐち 田 口 なおき 直 樹 けんじゅ 憲 寿	〒014-0027 大仙市大曲通町 8-15 大曲ブラザ たつみ TEL: 0187-63-0537/FAX: 0187-63-0660	〒014-0027 大仙市大曲通町 8-15 大曲ブラザ たつみ 内 TEL: 0187-63-0537/FAX: 0187-63-0660 sayoko101817@gmail.com
横 手 ・ 湯 沢 (7)	湯 沢 (木)12:30 1957 年 2 月 14 日	まつだ 松 田 いとう 伊 藤 けいじ 圭 司 みのる 稔	〒012-0845 湯沢市材木町 1-1-1 湯沢グランドホテル TEL: 0183-72-3030/FAX: 0183-72-3080	〒012-0845 湯沢市材木町 1-1-57 TEL: 0183-56-8150/FAX: 0183-56-8151 yuzawa-rc@bloom.ocn.ne.jp
	横 手 (水)12:30 1957 年 12 月 17 日	ほりうち 堀 内 ほそや 細 谷 しんいち 新 一 ようこう 養 幸	〒013-0036 横手市駅前町 7-7 横手駅前温泉ゆうゆうプラザ TEL: 0182-32-7777/FAX: 0182-32-0900	〒013-0032 横手市清川町 10-4 鶴田印刷(株) 内 TEL: 0182-32-2124/FAX: 0182-32-7697 yokoterc@click-hit.com
	横手南 (火)12:30 1965 年 6 月 1 日	おくやま 奥 山 かやもり 萱 森 しんご 信 吾 けんゆう 賢 雄	〒013-0035 横手市平和町 4-2 (株)松興会館 TEL: 0182-32-2101/FAX: 0182-32-2104	〒013-0035 横手市平和町 4-2 (株)松興会館 TEL: 0182-32-2101/FAX: 0182-32-2104 ohta@yzsystem.co.jp
	西馬音内 (水)12:30 1966 年 1 月 27 日	お の 小 野 あんばい 安 倍 じんべい 人 平 さとし 聡	〒012-1131 雄勝郡羽後町西馬音内字中野 11-15 割烹 丸二 TEL: 0183-62-1223	〒012-1131 雄勝郡羽後町西馬音内字裏町 71 NPO 法人みらいの学校内 TEL: 0183-56-7192/FAX: 0183-56-7150 nishimonai.rotary@gmail.com
	湯沢南 (火)12:30 1966 年 5 月 14 日	とみた 富 田 みやはら 宮 原 たかゆき 隆 幸 いくお 育 郎	〒012-0844 湯沢市田町 2-2-38 湯沢ロイヤルホテル TEL: 0183-72-2131/FAX: 0183-72-2137	〒012-0844 湯沢市田町 2-2-38 湯沢ロイヤルホテル内 電話: 0183-72-2131/FAX: 0183-72-2137 yuzawaminam@gmail.com
	稲 川 (月)12:15 1981 年 2 月 22 日	佐 藤 さいとう 斉 藤 祥一 としのり 俊 則	〒012-0106 湯沢市三梨町字烏帽子橋 6 (有)小松谷会館 TEL: 0183-42-4911/FAX: 0183-42-4194	〒012-0105 湯沢市川連町字道上 72-1 (株)マイテック TEL: 0183-78-5555/FAX: 0183-78-5556 mytec@h2.dion.ne.jp
	横手東 (木)12:30 1986 年 6 月 21 日	やまだ 山 田 わ が 和 賀 しゅんいち 春 一 つよし 豪	〒013-0036 横手市駅前町 6-22 よこてシャイニーパレス TEL: 0182-32-4141	〒013-0821 横手市上境字館 16 TEL: 0182-32-8019/FAX: 0182-32-8019 yokoteerc@gmail.com

2024-2025 年度 衛星クラブ一覧

(2024 年 7 月現在)

名 称	スポンサーRC	設立年月日	事務所住所
秋田北ミモザ衛星クラブ	秋田北 RC	2022 年 7 月 22 日	〒011-0945 秋田市土崎港西 1-10-45 秋田ベイパラダイス TEL：018-816-0710

2024-2025 年度 ローターアクトクラブ (RAC) 一覧

(2024 年 7 月現在)

名 称	スポンサーRC	設立年月日	事務所住所
秋田ローターアクトクラブ	秋田 RC	2019 年 12 月 19 日	〒010-0001 秋田市中通 1-3-5 秋田キャッスルホテル 305A

2024-2025 年度 インターアクトクラブ (IAC) 一覧

(2024 年 7 月現在)

名 称	スポンサーRC	設立年月日	事務所住所
平成高等学校	横手 RC	1977 年 5 月 11 日	〒013-0101 横手市平鹿町上吉田字角掛 60
角館高等学校	角館 RC	1978 年 4 月 29 日	〒014-0355 仙北市角館町細越町 37
秋田令和高等学校	秋田 RC	1978 年 6 月 24 日	〒010-0877 秋田市千秋矢留町 4-17
大館国際情報学院高等学校	大館・大館北 大館南・ 大館中央	2005 年 4 月 27 日	〒017-0052 大館市松木大上 25-1
五城目高等学校	五城目 RC	2010 年 6 月 4 日	〒018-1732 南秋田郡五城目町大川西野字田屋下 100
西仙北高等学校	大曲 RC	2022 年 11 月 7 日	〒019-2112 大仙市刈和野字北沢嶋山 5-1

(財) ロータリー米山記念奨学会

第 2540 地区 2024 年度 奨学生名簿

大学名	専攻	氏名	国籍	世話クラブ
秋田大学	修士課程 資源開発環境学	トゥグスバヤル, ミシェールト	モンゴル	秋田南
秋田大学	理工学部 システムデザイン工学	全 佑眞 (ジョン ウジン)	韓国	横手
秋田大学	理工学部 物質科学科	ファン ティ フォン ジャン	ベトナム	秋田中央
秋田大学	理工学部 システムデザイン工学	ホアン, ティ タム	ベトナム	秋田西
秋田大学	理工学部 システムデザイン工学	レ ビエット ズン	ベトナム	秋田港
秋田教養大学	発信力実践領域 (GCP)	林 思瑜 (リン シュ)	中国	秋田北
秋田教養大学	英語教育実践領域 (ELT)	シュー, クイーナ	米国	秋田東
秋田大学	理工学部 数理・電気電子情報学科	孫 瀚林 (ソン カンリ)	中国	秋田
秋田大学	理工学部 物質科学科	マイ タン フーン	ベトナム	象潟

姉妹・友好クラブ締結 一覧

○姉妹クラブ

クラブ名	姉妹クラブ名	国または県	地区番号
花 輪	秋田西	秋 田	2540
大 館 南	上市	富 山	2610
大 館 南	和光	埼 玉	2570
潟 上	宜蘭	台 湾	3490
秋 田	台北大同	台 湾	3480
秋 田	Nkwazi (ンクワジ)	ザンビア	9210
角 館	大村	長 崎	2740

○友好クラブ

クラブ名	友好クラブ名	国または県	地区番号
大 館	常陸太田	茨 城	2820
花 輪	千葉西	千 葉	2790
大 館 北	弘前	青 森	2830
十 和 田 秋 田	黒石	青 森	2830
能 代	八戸	青 森	2830
男 鹿	浦和北東	埼 玉	2770
潟 上	本荘東	秋 田	2540
秋 田	桃園	台 湾	3500
本 荘	横浜北	神 奈 川	2590
矢 島	高松西	香 川	2670
本 荘 東	宜蘭東	台 湾	3490
本 荘 東	潟上	秋 田	2540
本 荘 東	本庄	埼 玉	2570
横 手	八戸	青 森	2830
横 手 南	春日部	埼 玉	2770
横 手 南	台北華陽	台 湾	3520

国際ロータリー関係及び地区への送金先

項目	金額	基準日	納付期限	報告先	送金先
※人頭分担金	半期 39.25ドル×7月1日会員数	7月1日	クラブ 請求書から 120日以内	国際ロータリー 日本事務局 経理室	三井住友銀行 新宿通支店 (普) 6733244 国際ロータリー 日本事務局 (ロータリーカード、 又はその他クレジット カードでの支払いも可能)
	半期 39.25ドル×1月1日会員数	1月1日			
※比例人頭分担金 (毎月2日以降入会者)	[39.25÷6×在籍月数] ドル ※請求書通りお支払い下さい	入会翌月 より起算			
Rotary誌 (旧The Rotarian誌) 購読料(購入希望者のみ)	半期12ドル(冊子版) 半期6ドル(電子版)	7月1日 1月1日			
※規定審議会の為の 追加入頭分金	1,000ドル×7月1日会員数 上期のみ	7月1日			
※ローターアクトクラブの人頭分担金 2024年1月頃予定 年間 大学基盤：5ドル 地域社会基盤：8ドル					
ロータリー財団への 寄付	寄付者：個人/法人/クラブ/地区 寄付分類：年次基金(シェア) ポリオプラス 恒久基金(シェア) 補助金(補助金番号) その他 (※個人および法人からの寄付は税制上の優遇措置の対象)			同 経理室 kifu@rotary.org	三井住友銀行赤羽支店 (普) 3978101 公益財団法人 ロータリー日本財団 (ロータリーカード、 又はその他クレジット カードでの支払いも可能)
公益財団法人 ロータリー米山記念奨学会	(普通寄付) ※半期ずつ クラブで決定した金額 ×会員数	7月1日 1月1日	7月31日 1月31日	ロータリー 米山記念奨学会	三井住友銀行京橋支店 (普) 0920373 (財) ロータリー 米山記念奨学会 (銀行振込のみ)
	(特別寄付) 表彰金額 準米山功労者 3万円以上 10万円未満 米山功労者 10万円以上 準米山功労法人 5万円以上 50万円未満 米山功労法人 50万円以上 100万円未満 米山特別功労法人 100万円以上		随 時		
ロータリーの友 購読料	1人半期分×購買数 定価1,650円(税・送料込)	7月1日	請求書 受領後	一般社団法人 ロータリーの友 事務所	三井住友銀行浜松町支店 (普) 7450015 一般社団法人ロータリーの 友事務所(銀行振込のみ)
	1部 定価275円 同上	1月1日	速やかに		
地区資金 (衛星クラブ会員は半額に する)	上期 ¥11,000×7月1日会員数	7月1日	請求書 受領後 速やかに	RI第2540地区 ガバナー事務所	秋田銀行 大曲駅前支店 (普) 1069690 国際ロータリー第2540地区 ガバナー事務所
	下期 ¥11,000×1月1日会員数	1月1日			
国際奉仕 プロジェクト基金 (旧：WCS・アジア献金)	上期		12月22日	RI第2540地区 ガバナー事務所	秋田銀行 大曲駅前支店 (普) 1069716 国際ロータリー第2540地区 ガバナー事務所
	下期		6月末		

国際ロータリー関係 諸事報告先

報 告 事 項	基準日	報告期限	報 告 先
① 会員リストの更新 (新会員・退会会員・会員の住所変更)	7月1日 1月1日	会員の入退会日、 及び変更日から 30日以内。 且つ上期・下期の 境目を越えない事	1) 「My Rotary」の会員アクセスを 通じて会員情報の更新 2) ガバナー事務所 (月信掲載用)
② クラブ出席報告	月末	翌月 15 日 必着	ガバナー事務所
③ クラブ目標設定 1. クラブ 2. 奉仕 3. 財団への寄付		5月1日	「My Rotary」のロータリークラブ・ セントラルから入力
④ 充填・未充填職業分類表		G 公式訪問 まで	ガバナー事務所
⑤ 地区資金納入		請求書受領後 速やかに	ガバナー事務所
⑥ 国際奉仕プロジェクト基金納入明細		12月20日 6月25日	ガバナー事務所
⑦ *事務所・例会(日時・場所)の変更 *会長・幹事・クラブ役員の変更 *会員の訃報 *新 RC, IA・RA の誕生		その都度	1) 「My Rotary」の会員アクセスを 通じて RI へ報告 2) ガバナー事務所 (月信掲載用) 3) ロータリーの友事務所
⑧ チャーター伝達式の日時・場所等		その都度	ロータリーの友事務所
⑨ ロータリー財団に関する文書及び 問い合わせ (PHF、奨学生、財団プログラム関係を含む)		その都度	RI 日本事務局 財団室
⑩ R. I. 文献申し込み		その都度	RI 日本事務局 業務推進・IT 室
⑪ 公式名簿への記載情報 (次年度クラブ役員・事務局員)		2月1日	「My Rotary」の会員アクセスを通じて オンライン登録
⑫ 次年度クラブ会長・幹事・事務局報告		2月	1) 次期ガバナーへ提出 2) 写しをクラブで保管
⑬ 地区大会・地区決議会における 選挙人の信任状 (会員数 25 名毎に 1 名、その端数が 13 名以上の場合はさらに 1 名の選挙人を選 ぶことができます。)	直前の 半期報告	登録時まで	1) ガバナー事務所または ガバナーエレクト事務所 2) 写しをクラブで保管 ※信任状用紙は大会事務局より送付
⑭ 国際大会代議員信任状証明書 (会員 50 名ごとに投票代議員 1 名、端数が 26 名以上の場合、さらに 1 名の追加代議員を 送る事ができます。)	1月	3月	国際大会出席者または ガバナー、ガバナーエレクト ◎会長、幹事が署名 (ローマ字) ※信任状証明用紙は RI 世界本部より 会長・幹事・事務局員の個人メールアドレス宛てに送付 郵送の場合あり

国際ロータリー関係の連絡先

名 称	住 所・電 話・FAX・E-m a i l
国際ロータリー (RI) 世界本部	ROTARY INTERNATIONAL One Rotary Center 1560 Sherman Ave Evanston, IL 60201-3698 U. S. A. TEL : 米国 (1) -847-866-3000
国際ロータリー 日本事務局	〒108-0073 東京都港区三田 1 丁目 4-28 三田国際ビル 24F FAX(共通) : 03-5439-0405
クラブ・地区支援室 クラブ関係	TEL : 03-5439-5800 /E-mail : rijapan@rotary.org
財団室 ロータリー財団関係	TEL : 03-5439-5805 /E-mail : rijpntrf@rotary.org
経理室 経理関係 その他	TEL : 03-5439-5803 / E-mail:rijpnfs@rotary.org
業務推進・IT 室 文献・資料注文	TEL : 03-5439-5802 / E-mail:rijpnpi@rotary.org
ガバナー会	〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル 4F TEL : 03-3433-6497/FAX : 03-3433-7395 E-mail : govkai@orange.ocn.ne.jp
ロータリー文庫	〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル 3F TEL : 03-3433-6456/FAX : 03-3459-7506 E-mail : rotary-bunko@msj.biglobe.ne.jp
公益財団法人 ロータリー 米山記念奨学会	〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル 3F TEL : 03-3434-8681/FAX : 03-3578-8281 E-mail : mail@rotary-yoneyama.or.jp
一般社団法人 ロータリーの友 事務所	〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル 4F TEL : 03-3436-6651/FAX : 03-3436-5956 E-mail : hensyu@rotary-no-tomo.jp ホームページ https : //www.rotary-no-tomo.jp
ロータリー・リーダー シップ研究会 (RLI) 日本支部事務局	〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル F 国際ロータリー第 2750 地区事務所内 E-mail : Rlijapan.mainoffice@gmail.com

国際ロータリー第2450地区

地区規定

ロータリー地区の活動ならびにその組織は、ロータリークラブを支援し、その取り組みをさらに高めることを唯一の目的とする（ロータリー章典17.010.1.）。

諮問委員会規定	29
指名委員会規定	30
国際ロータリー第2540地区ガバナー候補者選出手順	32
国際奉仕プロジェクト基金の運営規定	35
災害時対応基金の運営規定	36
地区資金規定	37
地区資金運営要項	40
地区会合旅費負担 一覧表	42
国際ロータリー第2540地区危機管理総則	45
国際ロータリー第2540地区危機管理委員会規定	46
地区表彰実施要項	50
ガバナー・パストガバナー・ガバナーエレクト・ガバナーノミニ 職務分担表	53

諮問委員会規定

(名称および目的)

第1条 国際ロータリーの方針に基づき、ガバナーの地区管理運営を円滑にし、ガバナーを援助するための機関として、国際ロータリー第2540地区諮問委員会（以下、「諮問委員会」）を設置する。

(構成)

第2条 1. 諮問委員会は、第2540地区のパストガバナー全員およびガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニーをもって構成する。但し、ガバナーエレクト及びガバナーノミニー、ノミニーデジグネートは、オブザーバーとして出席する。
2. ガバナーは必要に応じ本委員会に、現・次期ガバナー事務所関係者（ガバナー補佐・財務委員長・会計長・地区幹事・地区副幹事・ガバナー事務所事務局員）をオブザーバーとして出席させることができる。

(任 務)

第3条 諮問委員会は、ガバナーから諮問された地区の管理、運営上の重要事項について、その豊富な経験により、ガバナーに助言し援助するものとするが、その助言または行動により、ガバナーの権限や責務が少しでも損なわれたり、妨げられたりするようなことがあってはならない。

(会 議)

第4条 諮問委員会の招集はガバナーが行い、議長を務める。定例委員会は少なくとも年2回開催する。ただし、ガバナーは必要に応じ臨時に委員会を開催することが出来る。欠席のパストガバナーは書面において意見を述べる事が出来る。

(改 廃)

第5条 本規定の改廃は、ガバナーが諮問委員会に諮問のうえ決定し、地区大会、地区研修・協議会、又はクラブ会長エレクト研修セミナーにおいて、報告する。

(附 則)

1. この規定は、2016年3月5日より施行する。
2. この規定は、2016年7月1日より改定施行する。
3. この規定は、2019年11月10日より改訂施行する。

指名委員会規定

1. 指名委員会の構成

定数を5名とし、直近の地区内パストガバナー5名をもって構成するものとする。
委員長は直前ガバナーとする。

2. ガバナーノミニーの選出

- (1) 当地区は、ガバナー候補者選出規定に基づき、地区大会においてその手続を指名委員会に委託された場合、その選出を当指名委員会において決定する。又、それ以降の年度も、変更提案がなされない限りはこの指名委員会制度を継続するものとする。なお、任期途中の指名委員の欠員の補充については残りの委員によって後任者が任命されるものとする。
- (2) 当地区はガバナーノミニーをRI細則12.010に基づき、ガバナーとして就任する日の直前24ヶ月以上36ヶ月以内に選出するものとする。選出されたロータリアンは「ガバナーノミニー・デジグネート」という肩書を担い、ガバナーに就任する2年前の7月1日にガバナーノミニーの肩書きを担うものとする。尚、その手続きは、RI細則12.030.1による他、以下(3)(4)の通りとする。
- (3) 指名委員会によるガバナーノミニーの選出要領
 - ①当委員会は、RI細則16.010・16.020による必要条件を満たすものかどうか審査する。
 - ②RI細則12.030.3により、クラブからの推薦のあった候補者及びその他の最適任の候補者に関して、ガバナー候補者選出手順に基づき、指名委員会を開き決定する。
- (4) ガバナーノミニーの報告
指名委員会は候補者決定後速やかにガバナーにその氏名・履歴書・所属クラブ名を報告するものとする。

3. 副ガバナーの選出

指名委員会は、ガバナーエレクトが提案した1名のパストガバナーを、選出の翌年度に任期を務める副ガバナーに選出することができる。決定後、速やかに諮問委員会に報告して、所属クラブにも報告する。

4. 審議会代表議員及び補欠議員の選出

審議会代表議員及び補欠議員の選出は、RI細則9.050に基づき指名委員会の手続きによって、規定審議会の開かれる2年前の年度に実施され、地区年次大会の前に完了し、年次大会において公表する。

この手続きはRI細則12.030に定める地区ガバナー指名委員会手続きに準拠するものとする。

RI細則9.050により、代表議員・補欠議員の選出は、審議会開催の2年前のロータリー年度に選出し、直ちに、ガバナーが事務総長に報告するものとする。

代表議員の任期はRI細則9.040により選出された年度の翌年度の7月1日に始まり、3年間、または、後任者が選出、証明されるまで任期を務めるものとする。

代表議員及び補欠議員は審議会年度の指名委員長（直前年度）を除き、前年度・前前年度・前

前々年度のガバナー経験者より代表議員と補欠議員を選出するものとする。

代表議員が辞任した場合、補欠議員がその役割を務めるが、補欠議員がその役割を務められない場合、現職のガバナーが、新しい代表議員を指名しRIに報告する。

(附 則)

1. この規定は、1995年10月8日より施行する。
2. この規定は、2014年7月1日より改正施行する。
3. この規定は、2016年7月1日より改正施行する。
4. この規定は、2017年1月1日より改正施行する。
5. この規定は、2017年7月1日より改正施行する。
6. この規定は、2019年1月1日より改正施行する。
7. この規定は、2019年11月10日より改正施行する。
8. この規定は、2022年7月1日より改正施行する。

国際ロータリー第2540地区ガバナー候補者選出手順

(適用)

第1条 本規定は、本地区のガバナー候補者の選出にあたり、地区大会においてその手続を指名委員会に委託された場合に適用するものである。なお、それ以降の年度も、変更提案がなされない限りはこの指名委員会制度を継続するものとする。

(資格)

第2条 ガバナー候補者は、下記の資格要件を充足するものでなくてはならない。

【資格RI細則・16.010及び16.020】

- (イ) 瑕疵なきロータリアン
- (ロ) 完全に会員資格を有する者
- (ハ) クラブの元会長であること
- (ニ) ガバナーの任務を遂行できる能力
- (ホ) 通算7年以上の会員であること
- (ヘ) クラブの推薦をうけた者

(探査)

第3条 ガバナー候補者探査の全責任は、指名委員会がこれを負うものであり、常に最上の候補者発掘に努力しなければならないが、関係者の協力も不可欠である。

- (1) クラブ会長はもとより地区役員及び元地区役員は、平素から最上の候補者に関する情報の収集に努め、有力候補者を指名委員会に通報するものとする。
- (2) 候補者探査と推薦要請の対象は地区全域とする。

(ガバナー候補者の推薦)

第4条 新年度に移行後、ガバナーは全クラブに対しガバナー候補者の推薦を要請する。指名委員会において有力候補者とされたロータリアンをクラブにおいて推薦するように要請も行う。(提出締切日の少なくとも2ヶ月前)

(推薦の無い場合)

第5条 ガバナー候補者が、提出締切日までに推薦されなかった場合は、ガバナーは指名委員長に連絡し、指名委員会は地区を3地区に分け、中区(秋田・本荘由利)、北区(大館鹿角・能代男鹿)、南区(大曲仙北・横手湯沢)の順序に担当するよう要請し再推薦が行われるように努めるものとする。

(審査)

第6条 クラブにおいてガバナー候補者が推薦された場合、ガバナーは、指名委員長に連絡をし、指名委員会を開くものとする。

指名委員会は候補者を審査し、ガバナーに指名委員会閉会後24時間以内に候補者の決定を連絡する。

(公 表)

第7条 ガバナーはすべての候補者に決定を通知する。又、ガバナーは、選出された人を指名委員会公表後72時間以内に地区内クラブに公表する。

(対抗候補者)

第8条 指名委員会の決定により、ガバナーは対抗候補者が受理される期限（クラブへの公表から14日以内）を連絡する。

なお、対抗候補者とは、第四条においてクラブより推薦を受け、締め切り日までにガバナーへ推薦状の提出をされたものである。

(対抗候補者への同意)

第9条 対抗候補者が推薦された場合、ガバナーは、RI所定の書式によって全クラブに対抗候補者の氏名を通知し、ガバナーが、定める日までにこの対抗に同意するかどうかをクラブに尋ねるものとする。対抗候補者に同意するクラブは、例会で採択したクラブ決議を提出しなくてはならない。

地区内の設立から1年を経過している少なくとも他の10のクラブ、もしくは年度初めにおけるクラブ総数の20%のうちいずれかから支持を得る必要がある。多多数の同意を得た対抗候補者のみが有効とみなされる。

(対抗候補者がいない場合)

第10条 定められた期限までにそのような対抗候補者の同意指名を受理しなかった場合には、ガバナーは地区指名委員会の選んだ候補者をガバナー・ノミネーと宣言するものとし、締切期限より15日以内に地区内全クラブにその旨宣言しなくてはならない。

(対抗候補者の指名)

第11条 定められた期限までに対抗候補者の同意指名を地区内のクラブからガバナーが受け取ったとき、ガバナーは期限から7日以内にクラブに有効な対抗候補者がいることを通知するものとする。

この通達には、各対抗候補者の氏名とその資格条件が含まれ、候補者について郵便投票または地区大会で選ばれる旨明記されていなければならない。ガバナーは、ロータリー章典第17.040.4項で定められる通りに投票資格のある票数を投票の少なくとも15日前に各クラブに通知する。

(対抗候補者の指名が有効でない場合)

第12条 上述の15日を経過したときに、対抗候補者の指名が全部効力を失っていたならば、ガバナーは地区指名委員会の選んだ候補者をガバナー・ノミネーと宣言し、15日以内にこのノミネーを地区内全クラブに通達しなければならない。

(郵便投票による選出)

第13条 郵便投票による選出の場合は以下の通りとする。

- ① ガバナーは、投票委員会の委員による署名が入った投票用紙1枚を各クラブに送付する。クラブの票数は、RI細則第15.050.1項で定められており、7月1日時点でのクラブ請求書に基づいている。
- ② 投票の締切日は、投票用紙が送付されてから15日以上30日以内。
- ③ 投票用紙の集計と有効性の確認を行う場所、日付、時間についてガバナーが告知し、この任務を行う3名の委員からなる委員会を決定する。
- ④ 投票委員会は、候補者またはその代理人の立ち合いのもと、3名からなる投票委員会が投票の有効性を確認し、投票を集計し、各候補者の得票数を含む投票結果を速やかにガバナーに報告する。
- ⑤ ガバナーが選出結果を候補者と全クラブに通知し、過半数の票を得た候補者をガバナーノミニー・デジグネートとして宣言する。
- ⑥ 投票委員会は、クラブ代表者がいつでも投票を点検できるようにしておく。15日間の確認期間が経過したら、投票用紙を破棄する。(ただし、選挙への不服申し立てがあった場合を除く)

(地区大会での選出)

第14条 地区大会において選出する場合は以下の通りとする。

- ① 上記①と同じ
- ② クラブにつき投票者1名が地区大会で投票する。
- ③ 候補者またはその代理人の立ち合いのもと、3名から成る投票委員会が投票の有効性を確認し、別の手続きを経て投票を集計する。投票委員会が、各候補者の得票数を含む投票結果を速やかにガバナーに報告する。
- ④ 上記⑤～⑥の通りとする。

(地区への報告)

第15条 ガバナーは、結果を宣言してから10日以内に、ガバナーノミニー・デジグネート書式を国際ロータリー日本事務局 クラブ・地区支援室に提出することで、ガバナーノミニー・デジグネートの氏名を証明する。

(附 則)

1. この規定は、2019年11月10日より施行する。

国際奉仕プロジェクト基金の運営規定

第1条（総 則）

『国際奉仕プロジェクト基金』は本規定に基づいて管理運営する。

この基金は『WCS・アジア基金』を引き継ぐものである。

第2条（基金の使途）

基金は次の奉仕活動に使用できる。

- (1) 国際奉仕・国際青少年奉仕等プロジェクト
- (2) 国外の災害援助

原則として、奉仕活動に必要な費用の全額を負担するものではなく、助成金として一部を負担するものとする。

第3条（決定機関）

基金の使用を希望する地区内クラブおよび地区役員からの提案を諮問委員会で検討し、ガバナーが決定する。但し、災害など緊急を要す支援要請にはガバナーが決定し、後日諮問委員会で報告する。

第4条（募金方法）

原則として、地区内クラブ毎に献金缶により募金する。

第5条（本規定の改廃）

本規定の改廃は、諮問委員会に諮問のうえ、地区大会、又は地区協議会において、出席した選挙人の4分の3以上の賛成を得た上で行う。

（附 則）

1. この規定は、2014年7月1日より施行する。
2. この規定は、2014年9月27日より改正施行する。
3. この規定は、2016年3月5日より改正施行する。
4. この規定は、2016年7月1日より改正施行する。
5. この規定は、2020年5月31日より改正施行する。

災害時対応基金の運営規定

第1条（総 則）

「災害時対応基金」は本規定に基づいて管理運営する。

今回地区繰越金から500万円を支出し、当該基金をつくるものとする。

第2条（基金の用途）

基金は、次の場合に使用できる

- (1) 第2540地区の災害援助
- (2) 国内他地区の災害援助

第3条（決定機関）

- (1) 基金の使用を希望する地区内クラブ及び地区役員からの提案を諮問委員会において検討し、ガバナーが決定する。
- (2) 地区外のクラブ・地区に対しての災害援助は、ガバナー会の要請や、ガバナーが災害援助を必要と認めたとき、諮問委員会に諮り決定する。
但し、緊急を要する支援要請には、ガバナーが決定し、後日諮問委員会に報告する。

第4条（運営方法）

当該基金から災害要請に上記の方法をもって支出し、その後、ガバナーは、各クラブに災害募金として要請し集める。

または一般会計に余剰が出た場合、一般会計から繰り入れる。

出来るだけ1回ごとの募金要請が望ましいが、災害が頻繁におきたときなどにおいては、まとめて要請することも出来る。又は、年度末前に一括して募金要請することもできるものとする。

第5条（本規定の改廃）

本規定の改廃は、諮問委員会に諮問の上、地区大会、又は地区協議会において、出席した選挙人の4分の3以上の賛成を得たうえで行う。

（附 則）

1. この規定は、2020年5月31日より施行する。
2. この規定は、2021年5月31日より施行する。

地区資金規定

第1条（総 則）

国際ロータリー第2540地区資金は本規定に基づいて管理運営する。

本規定にない事項は国際ロータリー細則第15条060（地区の財務）に準拠する。

第2条（会計年度）

地区資金の会計年度は毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

尚、翌年7月1日から9月30日までを精算期間とし、この間の経費は当該年度に含むものとする。

第3条（地区財務委員会）

地区ガバナーは地区資金運営管理のため地区財務委員を任命する。

地区財務委員は4名とし、現任地区財務委員を委員長とし、前期及び次期財務委員、現任地区会計長で構成する。

第4条（地区財務委員会の任務）

- (1) 地区財務委員会は、地区で取り扱う資金全ての管理・監督を任務とする。
- (2) 次期地区財務委員会は次期ガバナーが地区管理に必要な経費を調査研究して「地区資金収支予算書」を作成し、会員一人当たりの地区運営負担額を算出する。衛星クラブの会員の地区運営負担金は地区運営負担額のその他のクラブの負担額の半額とする。
- (3) 前項により算出された会員一人当たりの地区運営負担額の決定及び変更は、地区研修・協議会又は会長エレクト研修セミナー（PETS）に出席した次期クラブ会長又は会長エレクトの指名した代理人の4分の3以上の承認、又は地区大会に出席し投票する選挙人の過半数の承認を必要とする。
- (4) 委員長はガバナーの命に基づき、前項により決定された負担額の納入を管理する。
- (5) 委員長は当該年度が終了後、3か月以内に監査委員会の監査を受け「地区資金決算書」を作成し、当該年度ガバナーの承認を得てその結果を各クラブに報告する。
- (6) 地区運営資金等の決算に係る資料は、ガバナー事務所の運営を担当したホストクラブが決算後5年間保管するものとする。
- (7) 「地区資金決算書」は地区大会で討議し、採決には出席した選挙人の4分の3以上の承諾を必要とする。

第5条（地区会計長）

ガバナーは地区資金の保管、及び出納管理のため地区会計長を任命する。

地区会計長は本規定に定められた資金のほか、地区で取り扱う資金全ての保管出納の任に当たる。

地区会計長は毎月末、地区財務委員会に支払い明細書を提出する。

第6条（地区資金の払い込み）

- (1) 地区財務委員長は決定された負担額を、各期首各クラブに会員数並びに振り込み銀行を明示して請求する。

- (2) 各クラブは毎年7月1日及び1月1日現在の会員数（名誉会員は除く）により請求された負担額をその月中に地区財務委員長の指定する銀行に振り込まなければならない。
- (3) 新設クラブは国際ロータリー加盟承認の翌月より月割りで負担する。

第7条（地区資金と収支報告）

- (1) 地区資金の支出は、地区委員会の活動計画表に基づき地区委員会の請求書（後日領収書を提出）又は領収書の提出により、地区会計がガバナーの決裁を経てその都度支払うものとする。
- (2) 各委員長は地区資金の交付を受けて活動する場合、年度終了後2ヶ月以内にその活動の項目と収支の明細を当該年度ガバナーに報告しなければならない。
- (3) 上記は地区資金の他、国際奉仕プロジェクト基金等、すべての資金に適用する。
- (4) その他活動計画外の資金は、予めガバナーの承認を得た上で支出する。

第8条（地区資金の用途）

地区資金は次の費用に使用する。その限度額は「地区資金運営要項」に定め、各種事情による差額についてはガバナーが勘案する。

- 【1】地区運営費
- 【2】ガバナー会運営協力金
- 【3】ロータリー文庫運営協力金
- 【4】ガバナーエレクト事務所助成金
- 【5】ガバナーノミニー活動助成金
- 【6】その他ガバナーが必要と認めた資金

第9条（地区運営費）

地区運営費は次の項目に要する費用とする。

- (1) ホストクラブに対する助成金
- (2) ガバナー補佐活動助成金
- (3) ガバナーエレクト活動助成金
- (4) 国内交通費・宿泊費・登録料助成金
- (5) ガバナー関係諸費助成金
- (6) 国際大会地区代表出席者助成金
- (7) 規定審議会地区代表出席者助成金
- (8) 国際協議会出席助成金
- (9) 表彰費

第10条（本規定の改廃）

本規定の改廃は、諮問委員会に諮問のうえ、地区大会又は地区協議会において、出席した選挙人の4分の3以上の賛成を得た上で行う。

(附 則)

1. この規定は、1995年7月1日より施行する。
2. この規定は、1997年7月1日より改正施行する。
3. この規定は、1998年7月1日より改正施行する。
4. この規定は、2003年7月1日より改正施行する。
5. この規定は、2007年7月1日より改正施行する。
6. この規定は、2008年7月1日より改正施行する。
7. この規定は、2013年7月1日より改正施行する。
8. この規定は、2014年7月1日より改正施行する。
9. この規定は、2016年3月5日より改正施行する。
10. この規定は、2016年7月1日より改正施行する。
11. この規定は、2017年7月1日より改正施行する。
12. この規定は、2019年1月1日より改正施行する。
14. この規定は、2022年11月12日より施行する。
15. この規定は、2023年10月21日より施行する。

地区資金運営要項

【1】地区資金規定第9条の地区運営費の額は次の通りとする。

(1) ホストクラブに対する助成金

A. 地区大会	400万円以内
B. 地区チーム研修セミナー	20万円以内
C. 会長エレクト研修セミナー (PETS)	40万円以内
D. 地区研修・協議会	50万円以内
E. インターシティ・ミーティング (I・M)	30万円以内
F. ガバナーエレクト壮行会	20万円以内
G. 地区会員増強セミナー (合同セミナー)	10万円以内

(2) ガバナー補佐活動助成金 60万円以内

(3) ガバナーエレクト活動助成金 100万円以内
(GETS、ロータリー研究会、地区内外における交通費・宿泊費・登録料を含む)

(4) 国内交通費・宿泊費・登録料助成金

地区役員等がガバナーの指示のもとに出席する地区外の会議のための特急料金を含むJR並びに各航空会社等の交通費ならびに宿泊費・登録料は、原則として実費を助成する。

ガバナーが必要と認め、ロータリー研究会に出席するパストガバナーには登録料を助成する。

ロータリー研究会出席義務者には交通費・宿泊費・登録料を助成する。地区内の交通費・宿泊費・登録料・懇親会費等は地区内会合旅費負担一覧表に基づきガバナーが決定する。

但し状況により助成しないこともある。

宿泊費は次の通りとする。

地区外 …… 1泊 20,000円以内の実費 ・ 地区内 …… 1泊 10,000円以内の実費

但し、交通費・宿泊費とも各種事情による差額についてはガバナーに一任する。

(5) ガバナー関係諸費助成金

A. ガバナー活動助成金	250万円以内
B. ガバナー事務所助成金	400万円以内
C. 国際協議会に出席するガバナーエレクト餞別	20万円以内
D. ガバナー離任時の記念品代	20万円以内
E. 前年度承認されたクラブの認証状伝達式に出席する直前ガバナー 並びに当該年度のガバナーの交通費・宿泊費	実費

(6) 国際大会地区代表出席者助成金 100万円以内

国際大会に出席するガバナー及びガバナーエレクトの交通費・宿泊費・登録料については、各50万円を上限として実費を助成する。

- (7) 規定審議会地区代表出席者助成金 …………… 45万円以内
交通費・宿泊費の助成についてはガバナーが勘案する。
- (8) 国際協議会出席助成金 …………… 100万円以内
出席するガバナーエレクト夫婦の交通費・宿泊費については一人当たり50万円を上限として
その実費を助成する。
- (9) 表彰費 …………… 40万円以内
別に定める「地区表彰実施要項」による。(但し、状況により支出しないこともある)

【2】ガバナー会運営協力金 …………… 200円の人頭割りとする。

【3】ロータリー文庫運営協力金 …………… 300円の人頭割りとする。

【4】ガバナーエレクト事務所助成金 …………… 310万円以内

【5】ガバナーノミニー活動助成金 …………… ガバナーが必要と認めた場合助成する。

【6】ガバナーデジグネイト活動助成金 …………… ガバナーが必要と認めた場合助成する。

【7】その他ガバナーが必要と認めた資金 …………… ガバナーが必要と認めた場合助成する。

(附 則)

1. この規定は、1995年7月1日より施行する。
2. この規定は、1997年7月1日より改正施行する。
3. この規定は、1998年7月1日より改正施行する。
4. この規定は、2003年7月1日より改正施行する。
5. この規定は、2012年7月1日より改正施行する。
6. この規定は、2013年7月1日より改正施行する。
7. この規定は、2014年7月1日より改正施行する。
8. この規定は、2016年3月5日より改正施行する。
9. この規定は、2016年7月1日より改正施行する。
10. この規定は、2022年7月1日より改正施行する。

地区会合旅費負担一覧表

1. 地区大会 (地区内のみ*合同大会の場合を除く)

	交通費	宿泊費	登録料	懇親会	備 考
国際ロータリー会長夫妻	R・I	大 会	大 会	大 会	
ガバナー夫妻・ガバナーエレクト夫妻	活動費	活動費	活動費	活動費	
パストガバナー夫妻・ガバナーノミニ夫妻	大 会	大 会	大 会	クラブ	
ガバナー事務所関係者 (※)	大 会	大 会	大 会	クラブ	
リーダー・サブリーダー	大 会	大 会	大 会	クラブ	
地区委員	クラブ	クラブ	クラブ	クラブ	
ゲスト	大 会	大 会	大 会	大 会	
他 地区ガバナー・パストガバナー	本 人	本 人	本 人	本 人	
交換学生	スポンサークラブ	スポンサークラブ	大 会	大 会	
財団奨学生	スポンサークラブ	スポンサークラブ	大 会	大 会	
財団学友	本 人	本 人	大 会	大 会	
米山奨学生	世話クラブ	世話クラブ	大 会	大 会	
インターアクト	スポンサークラブ	スポンサークラブ	大 会	大 会	
ローターアクト	スポンサークラブ	スポンサークラブ	大 会	大 会	

2. 地区チーム研修セミナー

	交通費	宿泊費	登録料	懇親会	備 考
ガバナー・ガバナーエレクト	活動費	原則として 無	活動費	活動費	
パストガバナー・ガバナーノミニ	セミナー		セミナー	クラブ	
G事務所・GE事務所関係者 (※)	セミナー		セミナー	クラブ	
リーダー・サブリーダー	セミナー		セミナー	クラブ	

3. 会長エレクト研修セミナー

	交通費	宿泊費	登録料	懇親会	備 考
ガバナー・ガバナーエレクト	活動費	原則として 無	活動費	活動費	
パストガバナー・ガバナーノミニ	PETS		PETS	クラブ	
G事務所・GE事務所関係者 (※)	PETS		PETS	クラブ	
リーダー・サブリーダー	PETS		PETS	クラブ	

4. 地区研修・協議会

	交通費	宿泊費	登録料	懇親会	備 考
ガバナー・ガバナーエレクト	活動費	原則として 無	活動費	活動費	
パストガバナー・ガバナーノミニ	協議会		協議会	クラブ	
G事務所・GE事務所関係者 (※)	協議会		協議会	クラブ	
リーダー・サブリーダー	協議会		協議会	クラブ	
地区委員	クラブ		クラブ	クラブ	
ゲスト	クラブ		協議会	協議会	

インターシティ ミーティング

5. I・M (Intercity Meeting)

	交通費	宿泊費	登録料	懇親会	備 考
ガバナー・ガバナーエレクト	活動費	原則として 無	活動費	活動費	
パストガバナー・ガバナーノミニー	I・M		I・M	クラブ	
G事務所・GE事務所関係者 (※)	I・M		I・M	クラブ	
リーダー・サブリーダー・モデレーター	I・M		I・M	クラブ	

6. 地区会員増強セミナー (合同セミナー)

	交通費	宿泊費	登録料	懇親会	備 考
ガバナー・ガバナーエレクト	活動費	原則として 無	活動費	活動費	会員基盤向上 セミナー
パストガバナー・ガバナーノミニー	セミナー		セミナー	クラブ	
G事務所・GE事務所関係者 (※)	セミナー		セミナー	クラブ	
リーダー・サブリーダー	セミナー		セミナー	クラブ	

7. ガバナーエレクト壮行会

	交通費	宿泊費	登録料	懇親会	備 考
ガバナー夫妻	活動費	原則として 無	活動費	活動費	
ガバナーエレクト夫妻	活動費		活動費	活動費	
パストガバナー夫妻	壮行会		壮行会	クラブ	
ガバナーノミニー	壮行会		壮行会	クラブ	
次期ガバナー補佐	クラブ		クラブ	クラブ	
次期地区委員長	クラブ		クラブ	クラブ	
次期クラブ会長・幹事	クラブ		クラブ	クラブ	
G事務所関係者 (※)	地区		地区	クラブ	
GE事務所関係者	GE事務所		GE事務所	クラブ	

8. インターアクト、ローターアクトの地区大会、協議会、研修会等へ旅費

	交通費	宿泊費	登録料	懇親会	備 考
ガバナー・ガバナーエレクト	活動費	原則として 無	活動費	活動費	
パストガバナー・ガバナーノミニー	大会等		大会等	クラブ	
G事務所・GE事務所関係者 (※)	大会等		大会等	クラブ	
関係地区委員	大会等		大会等	クラブ	

9. 地区委員会

	交通費	宿泊費	登録料	懇親会	備 考
ガバナー・ガバナーエレクト	原則として無				
パストガバナー・ガバナーノミニー					
G事務所・GE事務所関係者 (※)					
関係地区委員					

- ◎ (※) G事務所・GE事務所関係者とは、現・次期のガバナー補佐・地区財務委員長・地区会計長・地区幹事・地区副幹事・ガバナー事務所事務局員をいう。
- ◎ 前各項の会合と同時に開かれる会合（諮問委員会等）の旅費については、原則として重複して支給しない。（地区負担としない）
- ◎ 地区内交通費は2,000円とし、全各項において出席者が地元の場合は旅費、宿泊費を支給しない。

（附 則）

1. この規定は、2003年7月1日より改正施行する。
2. この規定は、2007年7月1日より改正施行する。
3. この規定は、2009年3月15日より改正施行する。
4. この規定は、2015年7月1日より改正施行する。
5. この規定は、2016年7月1日より改正施行する。
6. この規定は、2017年7月1日より改正施行する。
7. この規定は、2024年5月12日より改正施行する。

国際ロータリー第2540地区 危機管理総則

第1条（目 的）

地域社会で活動するメンバーによって構成されるロータリーには、常に高い道德性と社会的責任が求められる。

危機管理が問われている現代社会において、国際ロータリー第2540地区は、ロータリーの活動に関連して起こりうる危機に対し、率先してその社会的責任を全うする必要があるとの認識に基づき、ここにガバナー統括の下、第三者委員を含む危機管理委員会を設置し、迅速かつ適切に対処することによりロータリーに対する信頼を高めることを目的とする。

第2条（ロータリーにとっての危機管理）

国際ロータリー第2540地区、地区内ロータリークラブ、ロータリアンにとって、「災害やハラスメント等の全て」を危機管理の「危機」とする。

ただし、ロータリークラブ内あるいはロータリアン相互間の人的・内的諸問題は除く。

第3条（危機管理委員会の任務）

危機管理委員会は、前条に規定された危機について、第5条の手続きによって当委員会に報告のあった危機事案が対処事案であるかどうかを判断の上、その防止・解決の為必要な提言や適切な指導・助言などを行うことを任務とする。

第4条（危機管理委員会の構成）

危機管理委員会は、ガバナーが任命するロータリアン及びロータリアン以外の第三者により構成される組織とする。

第5条（危機事案の報告）

第2条の危機に相当する事案が発生した場合には、地区委員会、地区内ロータリークラブ、ロータリアンは、速やかに危機管理委員会に報告しなければならない。

第6条（危機管理委員会の決定事項の遵守）

地区内ロータリークラブとロータリアンは、危機管理委員会の決定事項を遵守するものとする。

第7条（保 険）

地区は、危機への対応のためにRIJYEMの保険に加入する。

第8条（危機管理の資金）

危機管理発生時の対応に必要な資金として必要がある場合は、危機管理委員会としてガバナーに上申し、ガバナーは諮問委員会に諮問し決定する。

第9条

この危機管理総則を実施するために必要な事項は別途定める。

国際ロータリー第2540地区危機管理委員会規定

目次

第1章 総則

第2章 危機管理委員会

第3章 青少年奉仕プログラムに関する特別規定

第1章 総則

(趣 旨)

第1条 国際ロータリー第2540地区危機管理総則第8条に基づき、危機管理委員会の組織および運営に必要な事項に関してこの規定を定める。

(定 義)

第2条 国際ロータリー第2540地区、地区内ロータリークラブ、ロータリアンにとって、「災害やハラスメント等の全て」を危機管理の「危機」とする。ただし、ロータリークラブ内あるいはロータリアン相互間の人的・内的諸問題は除く。

第2章 危機管理委員会

(危機管理委員会の任務)

- 第3条 危機管理委員会は、危機について、その防止・解決のために必要な提言や指導・助言を行うとともに当委員会に報告のあった危機事案が対処事案であるかどうか判断の上、適切な対処のための方策を講ずることを任務とする。
2. 報告のあった事案について法令上所定の機関への通告等の義務がある場合は、これに従うほか、報告された内容が犯罪に該当すると判断した時は、原則としてガバナーにおいて適時に刑事当局に対する手続きを行う。
 3. 地区として適切かつ一貫した対応を図り関係者の権利を保護するため、報道機関等の外部への発表は、危機管理委員会において定める者がこれにあたるものとし、その他の委員ならびに関係者は、知り得た情報を外部および他のロータリアン等に提供してはならない。

(危機管理委員会の構成)

第4条 危機管理委員会は次に挙げる委員をもって組織する。

- (1) ガバナーが指名するガバナー補佐もしくはパストガバナー
- (2) ガバナー・エレクト
- (3) ガバナー・ノミニー
- (4) 地区青少年奉仕交換プログラム委員長
- (5) 地区ローターアクト委員長
地区インターアクト委員長

- (7) 地区ロータリー米山記念奨学委員長
 - (8) 地区ロータリー財団委員長（財団奨学生がいる場合）
 - (9) 地区公共イメージ委員長
 - (10) ガバナーが指名する地区研修委員もしくは地区危機管理委員経験者
 - (11) ガバナーが委嘱するロータリアン以外の外部有識者2名以上（その中には、司法関係者、メディア関係者、あるいはこれに精通したものを含む）
但し、青少年交換を実施しない場合はこの限りではない
 - (12) 前各号の者に医師及び弁護士1名以上含まないときは、ロータリアンからこれらの者各1名以上を委員としてガバナーが委嘱する。
 - (13) 委員には女性1名以上を含むものとする。
2. 前項第11号から第13号の委員の任期は2年とし、再任されることができる。
 3. 危機管理委員会の委員長は委員の中からガバナーが任命する。
 4. 委員の中から副委員長若干名定めることができる。
 5. 委員長は委員会を招集し、業務を統括する。
 6. 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員会が定めた順位により、副委員長がこれに当たる。

（危機事案の報告）

第5条 危機に相当する事案が発生したと考えられる場合、地区委員会、地区内クラブ、ロータリアンは速やかに危機管理委員会に報告しなければならない。

（危機管理委員会の開催）

- 第6条 危機管理委員会は危機事案の報告を受けたとき、または、危機に相当する事案が発生したと認めたときは、速やかに危機管理委員会を開催しなければならない。
2. 危機管理委員会の開催にあたって、危機管理委員長は、地区ガバナーに出席を求めることができる。
 3. 危機管理委員会の開催にあたって、委員の2分の1以上が出席（オンライン・委任状による出席を含む）することにより成立する。

（危機管理委員会の決議）

第7条 危機管理委員会の決議は、委員の2分の1以上が出席し（オンライン・委任状による出席を含む）、その過半数をもって行う。同数の際は、委員長が決するところによる。

（緊急時における危機管理委員会の開催）

第8条 天災地変等の緊急を要する危機に迅速な対応が必要な場合、危機管理委員長は、前条にかかわらず、ガバナーと協議の上、必要な処置を行うことができる。ただし、次の危機管理委員会において報告し、承認を受けなければならない。

（危機管理委員会の決定事項の遵守）

第9条 地区内ロータリークラブおよびロータリアンは、危機管理委員会の決定事項は、これを遵守するものとする。

(守秘義務)

第10条 個別事案の調査および対応に関与する者は、当事者その他の関係者のプライバシーを含めその権利の保護に配慮するとともに、任務遂行上知り得た秘密を漏らしてはならないものとし、その任務を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 危機管理委員会に関する庶務は、地区ガバナー事務所が行い、ガバナーの指名する地区幹事が担当する。

第3章 青少年奉仕プログラムに関する特別規定

(青少年奉仕プログラムにおける地区の責務)

第12条 地区は、地区において実施する青少年奉仕プログラムに参加するすべての青少年の安全と健康および健全な生活を守り、交通災害、自然災害等の事故・災害からの保護と身体的、性的、精神的虐待あるいはハラスメント（以下、ハラスメント等という）を防止するとともに、事態の発生の場合の適切な対応のために必要な業務を行う。

(青少年奉仕プログラムに関する地区委員長の責務)

第13条 青少年奉仕プログラムに関する地区委員会の委員長は、危機管理委員会との連携をはかりつつ、プログラムに参加するロータリアンおよびロータリアン以外の者に対し、危機を防止するため適切な指導・啓発等を行うとともに、事態の発生の場合に青少年の安全と健康の確保など適切な対応に努めるものとする。

(青少年奉仕プログラムにおける危機管理委員会の業務)

第14条 第3条に定める危機管理委員会の任務には、青少年奉仕プログラムにおける次の事項を含むものとする。

- (1) 交通災害、自然災害等の事故・災害およびハラスメント等に起因する事態が発生した場合に事実関係を調査すること。
- (2) 前号の調査結果に基づき、当事者たる青少年の安全と健康の確保ならびに事態への適切な対処のための方策を講じること。
- (3) 前号のため必要な対策をガバナーに提言し、あるいは、関係委員会の委員長その他の関係者に対し必要な指示、指導を行うこと。
- (4) 青少年交換プログラムにおいて、プログラムに携わる関係者について、参加資格を調査・確認すること。
- (5) 青少年奉仕プログラムにおいて、当該事案について必要と認めたときは、原則として報告を受けたときから72時間以内に申し立てについてガバナーから国際ロータリーに報告し、その後の手はずと調査の結果および講じられた措置について報告すること。
- (6) その他危機管理、防止等に関し必要な業務。

(青少年の保護)

第15条 前条の調査および対応においては、当事者である青少年の安全と健康の確保を最優先とし、被申立人の権利にも留意する。

(改 廃)

第16条 本規定の改廃は、ガバナーが危機管理委員会と会議の上決定し、地区大会、地区研修・協議会、又はクラブ会長エレクト研修セミナーにおいて報告する。

(附 則)

1. 第4条(12)、(13)に定める外部有識者2名以上は必要な時に選任するものとする。
2. この規定は、2020年5月31日より施行する。
3. 第4条の委員長名変更と、第6条3項を追加し、2020年9月30日より施行する。
4. 第6条・第7条にオンライン出席を追加。第14条の(5)を青年奉仕と修正し、2023年6月10日より施行する。

地区表彰実施要項

1. R・I及び地区の行う各種の表彰は、本要項により地区表彰委員会が選考して実施する。

2. 表彰委員会の構成はガバナー・ガバナーエレクト及び各ガバナー補佐を以て構成する。

＜R・I表彰＞

「意義ある奉仕賞」の該当クラブ。My Rotary「クラブの意義ある奉仕賞」の項による。

＜地区表彰＞

- イ) 奉仕活動優秀クラブ及びロータリアン
- ロ) 会員増強優秀クラブ
- ハ) 出席優秀クラブ及びロータリアン在籍記念
- ニ) 週報努力クラブ
- ホ) ロータリー財団寄付成績優秀クラブ及びロータリアン
- ヘ) 米山記念奨学会寄付成績優秀クラブ及びロータリアン
- ト) 国際奉仕プロジェクト基金（旧：WCS・アジア献金）寄付優秀クラブ
- チ) 長寿ロータリアン
- リ) その他委員会で適当と認められたもの

3. 表彰基準

イ) 奉仕活動優秀クラブ及びロータリアン

① クラブ表彰

地区表彰委員会は、当年5月末日までにガバナー補佐を通じて各分区内から奉仕活動優秀クラブを推薦させ、審査の上各部門に於いてそれぞれ最も優れたクラブ一つずつを決定し、バナー等を授与して表彰する。但し、継続事業については5年を目途に表彰する。

② ロータリアン表彰

表彰者の決定は前項に準ずるが、表彰に際しては表彰状に添えて記念品を授与する。ガバナー補佐またはクラブ会長が表彰を申請するに当たっては、その業績の優秀性を判定できる文章を必ず添付するものとする。

ロ) 会員増強優秀クラブ

前年度中に於ける会員の純増加数が5名以上、または増加率が10%以上のクラブとする。（同率の場合は同順位とする）表彰クラブにはバナー・楯等を授与する。

ハ) 出席成績優秀クラブ及びロータリアン在籍記念

① クラブ表彰

前年度中の出席率上位から第5位までのクラブ（同率の場合は同順位とする）平均下

- 限出席率95%とする。表彰クラブにはバナー・楯等を授与する。
- ② ロータリアン在籍記念表彰
- 在籍記念表彰は20年・30年・40年・50年とし各々バッチを授与する。
尚、55年以上については毎年表彰とする。

ニ) 週報努力クラブ

例会毎に発行するもので、その編集に当たって工夫と努力が認められるクラブにバナー等を授与する。

ホ) ロータリー財団寄付成績優秀クラブ及びロータリアン

- ① クラブ表彰
- 当該年度の年次基金・一人当たりの寄付額（年間の寄付額を6月末日現在の会員数で除した金額）が多い順に上位から第5位までのクラブ。（同率の場合は同順位）
- 表彰クラブにはバナー・楯等を授与する。
- ② ロータリアン（新PHF）表彰
- 表彰ロータリアンは当該年度の新PHF会員とする。
- ③ ロータリアン表彰
- 累計財団寄付額5,000ドル毎に寄付者を表彰する。
ロータリアンには記念品を授与する。

ヘ) 米山記念奨学会寄付成績優秀クラブ及びロータリアン

- ① クラブ表彰
- 当該年度の1人当り寄付金額（年間の寄付額を6月末現在の会員数で除した金額）の多いクラブから3位までを寄付成績優秀クラブとする。表彰クラブにはバナー・楯等を授与する。
- ② ロータリアン（新米山功労者）表彰
- 成績優秀ロータリアンは当該年度の新米山功労者会員とする。
- ③ ロータリアン表彰
- 累計米山寄付額60万円毎に寄付者を表彰する。
ロータリアンには記念品を授与する。

ト) 国際奉仕プロジェクト基金寄付優秀クラブ

当該年度の一人当り寄付金額（年度の寄付金額を6月末現在の会員数で除した金額）の多いクラブから5位までを寄付優秀クラブとする。
表彰クラブには、バナー・楯等を授与する。

チ) 長寿ロータリアン

当該年度6月末日までに満80歳・85歳及び90歳に達したロータリアンには、記念品を贈呈する。（90歳以上のロータリアンには毎年贈呈する）

4. 上記各種表彰は、地区大会または地区研修・協議会等に於いて実施する。
5. 本実施要項の改廃は、地区表彰委員会が発議し地区諮問委員会に諮問のうえ、地区大会決議で決定する。

(附 則)

1. この規定は、1995年7月1日より改定施行する。
2. この規定は、2009年10月23日より改正施行する。
3. この規定は、2016年7月1日より改正施行する。
4. この規定は、2017年1月1日より改正施行する。
5. この規定は、2017年7月1日より改正施行する。
6. この規定は、2018年7月1日より改正施行する。
7. この規定は、2018年11月10日に改正し、同年7月1日に遡って施行する。
8. この規定は、2019年11月10日に改訂施行する。

ガバナー・パストガバナー・ガバナーエレクト・ガバナーノミニー 職務分担表

区 分	構 成	摘 要
顧 問	諮問委員会、その他の会合に出席できないパストガバナー。	
指名委員会	定員を5名とし、最近の地区内パストガバナー5名をもって構成するものとし、委員長は直前ガバナーとする。	1. 地区ガバナー及びガバナーエレクト、ガバナーノミニーの指名に当たる。 2. ガバナーエレクトが提案するパストガバナー1名を副ガバナーに選出できる。 3. RI規定審議会代表議員及び補欠議員を選出する。
諮問委員会	顧問を除くパストガバナー全員およびガバナーにより構成。	1. ガバナーの要請により重要事項の諮問を行う。 2. ガバナーの申請により、地区カウンセラーに就任し、委員会活動の指導にあたる。 3. ガバナーの申請により、重要会議のコーディネーター、パネリストの職務に就く。 4. 規定審議会他の地区代表議員の職務に就く。
規定審議会委員会	代表議員1名・補欠議員2名をガバナー経験者より構成し、議員の任期は3年とする。	1. 指名委員会によって選出。 2. 地区内クラブより立法案を公募し、地区で承認を受けRIに案を提出する。 3. 国内外における審議会に参加。
ロータリー 米山記念 奨学会 委員会 (※1参照)	理事1名・評議員1名をガバナー経験者より構成し、任期は理事が2年、評議員は4年とする。	1. 理事は諮問委員から順に選出し、評議員は当該年度のガバナーと理事の審議により選出。 2. 地区内の米山奨学事業が適正かつ公正に推進できるよう指導にあたる。 3. 地区内での米山事業の実務(面接・研修等)・行事(オリエンテーション・歓送迎会)に参加。
危機管理 委員長 (※2参照)	ガバナー経験者より1名、専門性を必要とするので任期は2年とするが、特定しない。	1. 地区運営がRI規定と地元の法律を守るよう監督し、訴訟問題に対応する。 2. 災害が発生した際、ガバナーと共に対応する。 3. 青少年奉仕活動がRIと地区の規定を守り、安全に実施できるよう管理・指導する。 4. 青少年奉仕活動を援助する。
備 考		1. ガバナーエレクト、ガバナーノミニーは諮問委員会に、オブザーバーとして出席する。 2. ガバナーは必要に応じ諮問委員会に、現・次期ガバナー事務所関係者(ガバナー補佐・財務委員長・会計長・地区幹事・地区副幹事・ガバナー事務所事務局員)をオブザーバーとして出席させることができる。 3. 危機管理委員長は、青少年奉仕活動のカウンセラーを兼務する。

※1 米山記念奨学会 理事・評議員 選出規定

- 理事は、ガバナー年度順に就任する。評議員は4年間の任期を考慮し当該年度のガバナーと理事の審議によって選任する。
- 理事がその役割を努められない場合、次の理事が繰り上がり就任する。評議員がその役割を努められない場合、現職のガバナーが選任する。

※2 危機管理委員長 選出規定

- 専門性を必要とするので、任期は2年以上が望ましいが特定しない。
- ガバナーと共同で危機対応にあたるため、ガバナーによりガバナー経験者から1名を選出し、指名委員会の承認を得る。
- 地区の奉仕事業が安全に遂行されるよう援助する。
- 災害時、地区内クラブの状況を把握し支援する。
- 「青少年保護の手続き」に基づき、地区の青少年奉仕交換プログラムの運営が適正に行われるよう管理・援助する。また、事故が起きた時に速やかに解決できるよう援助する。
- 青少年奉仕活動が安全に行われるようカウンセラーとして援助・監督する。

A

公益財団法人 ロータリー日本財団
寄付送金明細書 ロータリアン／クラブ用

※記入方法参照

振込先: 三井住友銀行 赤羽支店 普通預金 3978101 名義: 公益財団法人ロータリー日本財団

送金明細書送付先: kifu@rotary.org FAX: 03-5439-0405

問合せ先: 03-5439-5805

通信欄:

一括1万ドル以上寄付した場合、寄付者名を公表することがあります。希望されない場合は次の口に✓をお願いいたします。

☐ 公表しないで下さい。(寄付者名) _____

着金日のRILレートが適用されます

送金情報	送金(予定)日		振込元 金融機関 支店名		送金額合計¥	RILレート
	地区		クラブID#		クラブ名	担当者名
	TEL					
	寄付者名 (領収書宛名)	ローマ字名 (姓, 名)	ID #	寄付分類	円金額	\$金額
	・個人名 ・法人名 ・クラブ名 ・地区名			・年次基金(シェア) ・ポリオプラス ・恒久基金(シェア)/(RPC) ・補助金(補助金番号) ・その他(詳細)		・RILレートと円金額の入力で自動計算 ・手書の場合は小数3位を四捨五入、第2位まで記入
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

日本事務局使用欄

Rotarian用123-(Oct-2015)

国際ロータリー第 2540 地区
ロータリークラブ 会長 各位

国際ロータリー第 2540 地区
ガバナーエレクト 佐藤 和志

ロータリー希望の風奨学金ご寄付のお願い

冠省

東日本大震災から満 13 年目となりました。

昨今も多く災害が発生しておりますが、『ロータリー希望の風奨学金』は、東日本大震災により災害遺児となった青少年たちが学業を継続できるよう教育支援することを目的としており、国内外のロータリークラブ会員有志によって立ち上げられた奨学金制度です。

受給者が大学・専門学校・高校を卒業するまで毎月 5 万円を支給し、返済を求めないという趣旨の奨学金です。

新型コロナウイルスは 5 類となりましたが、いまだ奨学生たちも、厳しい状態にいます。

そのため、支援の手を止めるわけにはまいりません。2540 地区としても、引き続き支援してまいりたいと存じますので、皆様のご協力を何卒宜しくお願い致します。

つきましては、クラブ又は個人にて下記まで直接ご送金をお願い申し上げます。

その際は、別紙の送金確認書をロータリー希望の風奨学金事務局へご送付ください。

尚、寄付は任意でございますので、クラブの事情に合わせてご配慮いただければ幸いです。

敬具

記

【ロータリー希望の風奨学金 送金先】

千葉銀行 銚子支店 普通預金 3549340

口座名：ロータリー東日本大震災青少年支援連絡協議会

送 金 確 認 書

支 援 者 の 連 絡 先			
氏 名 あるいは 名 称		会 員 の 方	地区名 ク ラ プ 名 RC
住 所 等	〒 (-)		
	電 話 番 号 (- -)		
	FAX 番 号 (- -)		
	Eメール アドレス ()		
ご支援金に関する コメントがあれば お書きください			

送 金 確 認 書	
送金された日	年 月 日
送 金 額	円
領収証の宛先名称	
領収証の送り先 (上記連絡先と異なる場合)	

FAXで送信される方は

FAX 番号：048-471-1720 （「ロータリー希望の風奨学金」志木事務局）

メールで送られる方は

r.windofhope.shiki@gmail.com へお願いいたします。

宛先：公益財団法人ロータリー米山記念奨学会

FAX：(03) 3578-8281

TEL：(03) 3434-8681

送金先：三井住友銀行 京橋支店

普通預金 0920373

名義：公益財団法人ロータリー米山記念奨学会

ザイ) ロータリーヨネヤマキネンショウガクカイ

普通寄付金送金明細

当会記入欄	入金記帳日	入力済み

発信元：

国際ロータリー第_____地区_____ロータリークラブ

担当者：_____

連絡先TEL：() -

送金日（金融機関で送金手続きをした日）

送金額

_____年 _____月 _____日

¥ _____

¥ _____ × _____人 = ¥ _____
1名あたり 会員数 送金額

下記の該当箇所に○をして下さい。

年度

↓

上期（7月～12月）

下期（1月～6月）

年額（一括）

その他（新会員追加など）

当会への連絡事項がある場合、ご記入下さい。

注）この明細は金融機関で送金をされた後、速やかにFAXで当会へお知らせ下さい。

宛先:公益財団法人ロータリー米山記念奨学会

FAX:(03)3578-8281

TEL:(03)3434-8681

E-mail:kifu@rotary-yoneyama.or.jp

送金先:三井住友銀行 京橋支店

普通預金 0920373

名義:公益財団法人ロータリー米山記念奨学会

ザイ)ロータリーヨネヤマキネンショウガクカイ

<個人寄付用・特別寄付金送金明細>

国際
ロータリー第

地区

ロータリークラブ

送金日

連絡先TEL

送金額

担当者

* ①初回寄付、④表彰辞退、⑤元米山奨学生の場合は下記に○を入れてください。

* ①に該当する場合にはNo.1の上段よりご記入ください。

* 同姓同名の方が在籍する場合には、生年月日を⑦備考欄にご記入ください。

* 表彰を一度ご辞退されると、今後表彰辞退とさせていただきます。

* 入力不可のセルは灰色表示しています。

No.	①初回寄付 該当の場合○	ふりがな ②氏 名	③寄付金額	④表彰辞退 該当の場合○	⑤元米山 奨学生 該当の場合○	⑥、①に該当し、 移籍の場合は 直近のクラブ名	⑦備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

送金額欄に、記入したシートのすべての寄付の合計金額が自動計算されます。

クラブ寄付	③寄付金額	備考(BOX・ミール・創立記念etc)
クラブ扱い特別寄付金		
小 計		

宛先:公益財団法人ロータリー米山記念奨学会

FAX:(03)3578-8281

TEL:(03)3434-8681

送金先:三井住友銀行 京橋支店

普通預金 0920373

名義:公益財団法人ロータリー米山記念奨学会

ザイ)ロータリーヨネヤマキネンショウガクカイ

<法人寄付用・特別寄付金送金明細>

国際
ロータリー第

地区

ロータリークラブ

送金日

連絡先TEL

送金額

¥0

担当者

* 法人寄付の場合、ロータリアン名も併記してください。

* ①初回寄付⑤元米山奨学生の場合は下記に○を入れてください。

* ①に該当する場合にはNo.1の上段よりご記入ください。

* 表彰を一度ご辞退されると、今後表彰辞退とさせていただきます。

* 入力不可のセルは灰色表示しています。

No.	①初回寄付 該当の場合○	ふりがな(全角17字入力) ②法人名	③個人名	④寄付金額	⑤元米山 奨学生 該当の場合○	⑥備考 (表彰辞退の方はここに 明記ください)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
小 計			¥0			

国際ロータリー第2540地区
2024-2025年度

地区便覧

発行日：2024年6月

印刷：株式会社仙北印刷所